

## 番号制度導入に向けてのITC実践セミナー

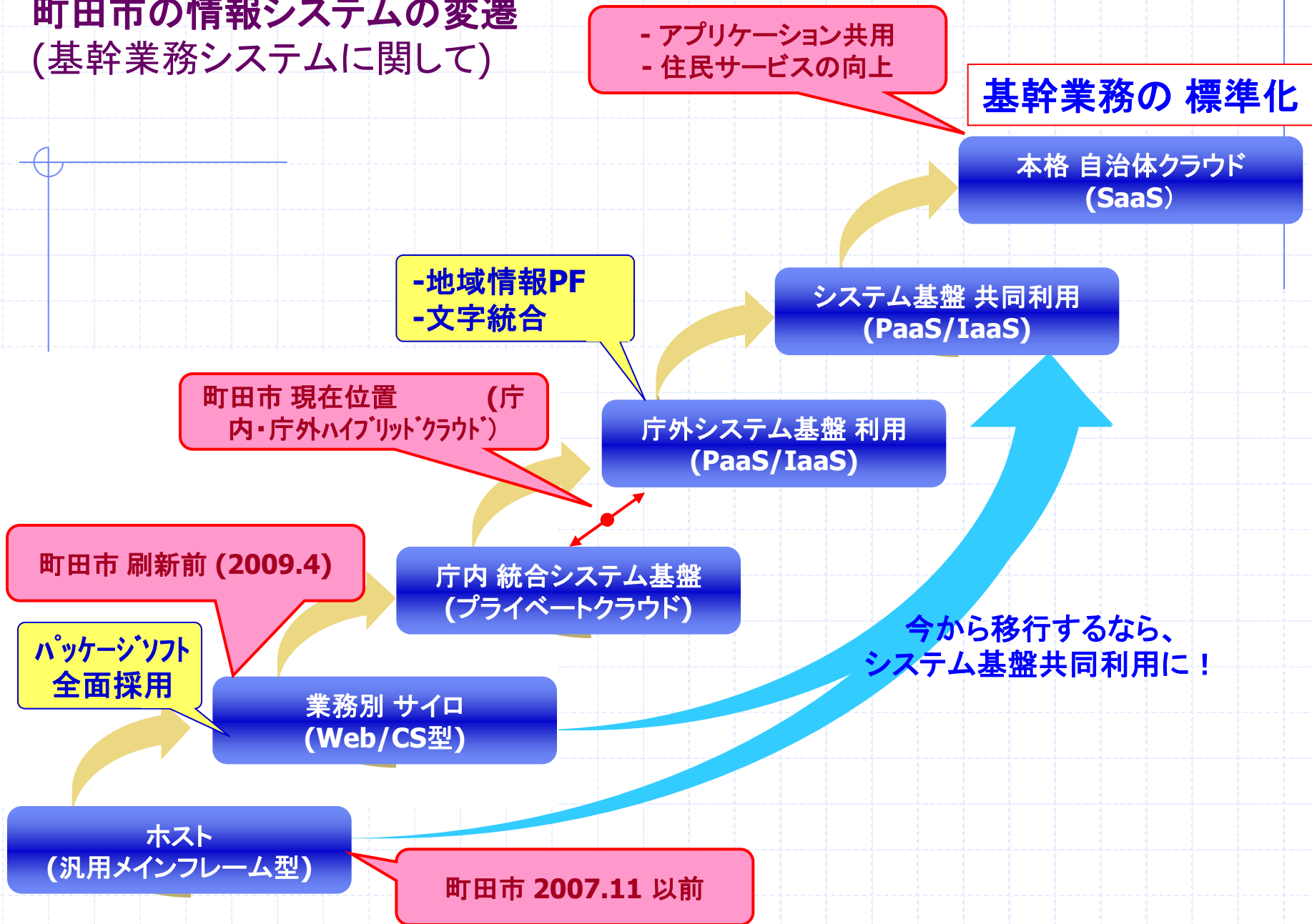
# 全国一斉 番号制度対応はITCの出番

1. 町田市の情報システム刷新事例
2. 番号制度の趣旨/番号法・関係指針・ガイドラインの示す難題
3. 番号制度導入への現実解
4. 中間サーバーへの提供情報の一括登録
5. 外部情報保有機関への情報照会と受理
6. 宛名ファイル
7. 「個人番号」の活用により、業務の簡素化が見込める事例
8. 自治体がITCに期待する「職能」

日時： 2014年3月15日

町田市 総務部 情報システム担当部長  
ITコーディネータ  
坂下 知司

# 町田市の情報システムの変遷 (基幹業務システムに関して)



# 情報システム刷新の経緯:

## ① 公言・お願い

時期	アクション	具体策・成果
2009.4 2009.6 2009.7 2010.7~	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全取引先に<b>趣旨説明・協力要請</b></li> <li>・「仕事目標」として<b>町田市HPで宣言</b></li> <li>・<b>庁内情報化推進本部会議で表明</b></li> <li>・月刊LASDECなどで繰返し<b>公言</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 仮想技術に基づく<b>全物理サーバ統合</b></li> <li>② <b>地域情報プラットホーム(PF)準拠</b></li> <li>③ 職員が手元にデータ持たない仕組み(<b>シンクライアント化</b>)</li> <li>④ 既存システムの<b>コスト半減</b>(移転完了翌年)</li> </ul>

標準化

## ② サーバ群の統合

2009.9	仮想基盤(庁内クラウド)構築開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>サイジング</b>:当年度更改のシステムのハード容量(CPUクロック;メモリ;ストレージ)を積算【既存システムの稼働実測値なし;個別システム更改のハード予算として確保済み】</li> </ul>
2010.2-10	<b>擬似モデル構築(仮想基盤、N/W等)</b>	全体構想の検証; 既存ベンダの優位性削減
2009.11 -2012.7	<b>更改対象システム順次搭載</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者自立支援システム</li> <li>・総合文書管理システム など</li> <li>・<b>全業務システムを対象に順次収容</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊ハード(ロードバランサ/クラスタリング取扱機/データバックアップ機)は導入しない</li> <li>・仮想マシン別稼働実績を計測;期末での資源稼働率:<b>30%程度と判明</b></li> <li>・<b>複数ベンダのアプリケーションがひとつの仮想基盤で稼働すること実証</b></li> <li>・大きな経費削減が見え始め、財政部門を始め主幹課も仮想化の威力を実感</li> </ul>
2010.9	<b>庁外クラウド(IaaS)の活用開始</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法的に庁外利用の制限がないこと</li> <li>・性能上の制約が出ないこと</li> <li>・庁内設置より廉価なこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>全業務システムを仮想化し統括管理する目途が立った</b></li> <li>・新庁舎移転に向け自庁内に基幹システム全てを保有することのリスク軽減</li> <li>・従来から外部IDCに設置していた町田市HP、議会中継、図書予約、ネットワークサーバをクラウド化</li> </ul>

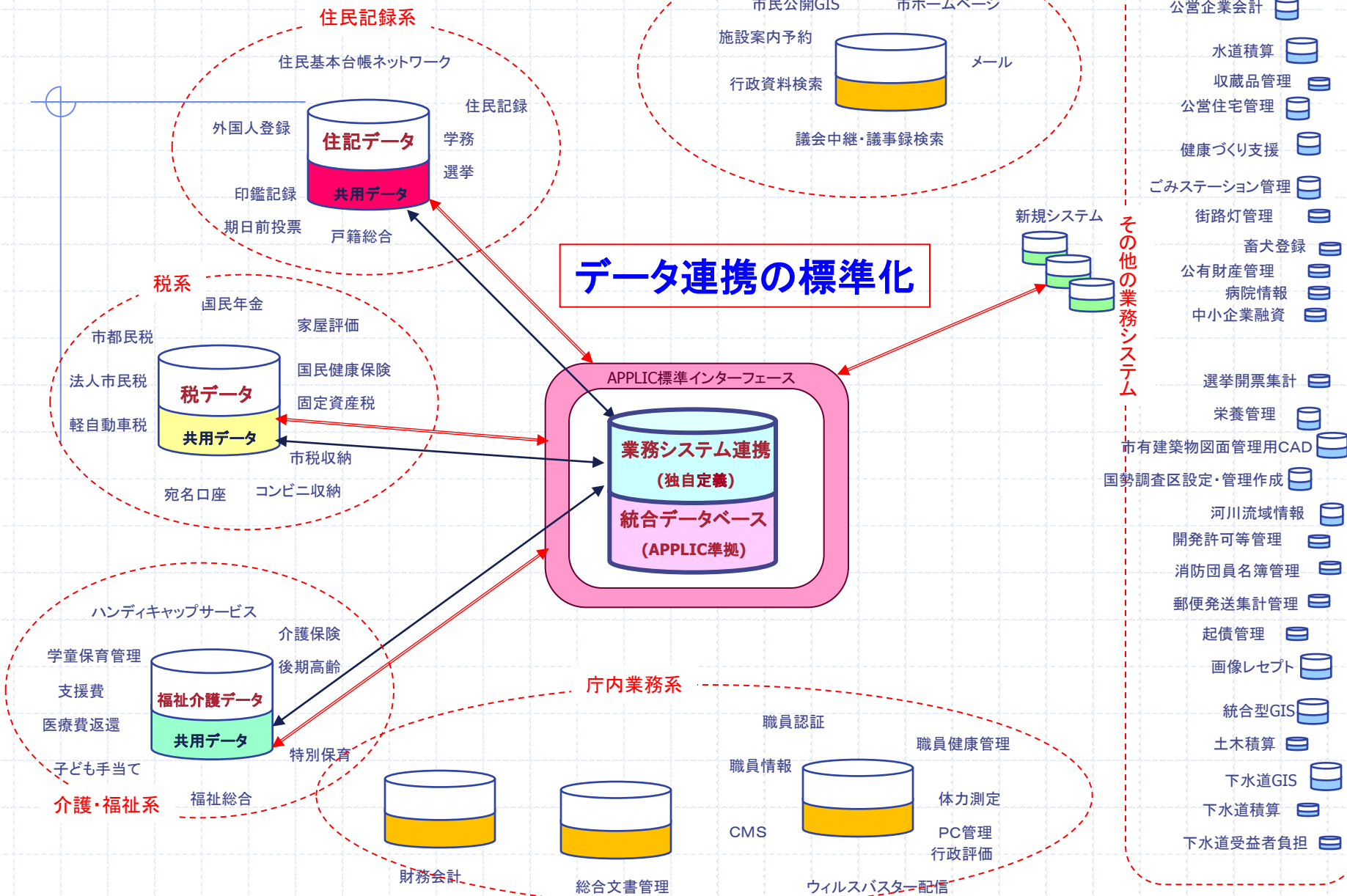
## ③ 地域情報プラットホーム準拠

2009.9 - 2012.7	<b>地域情報PF準拠の統合連携基盤構築</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民総合システム/税総合システム/福祉総合システム/などの全基幹システムの連携方法に適用; 移行手順、併行稼働期間など決定; <b>移行に多大な労力を要した</b></li> <li>・今後、他団体との<b>情報連携基盤として威力発揮を期待</b>(マイナンバー法関連)</li> </ul>
--------------------	--------------------------	--

## ④ 職員が手元にデータを持たない仕組み

2010.6 ~継続	<b>クライアント系の仮想化にサーバ系と同一方式を採用</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全課長のOA端末から開始</li> <li>・特殊ソフト、特殊入出力機構が必要な端末は各課に1台のFAT端末に収容</li> <li>・1系統の仮想化基盤に集約;規模の効果、運用の簡素化を達成</li> </ul>
---------------	---------------------------------	---

# 業務システム連携 (統合連携基盤移行)



# 町田市全システムの財政的推移 注1

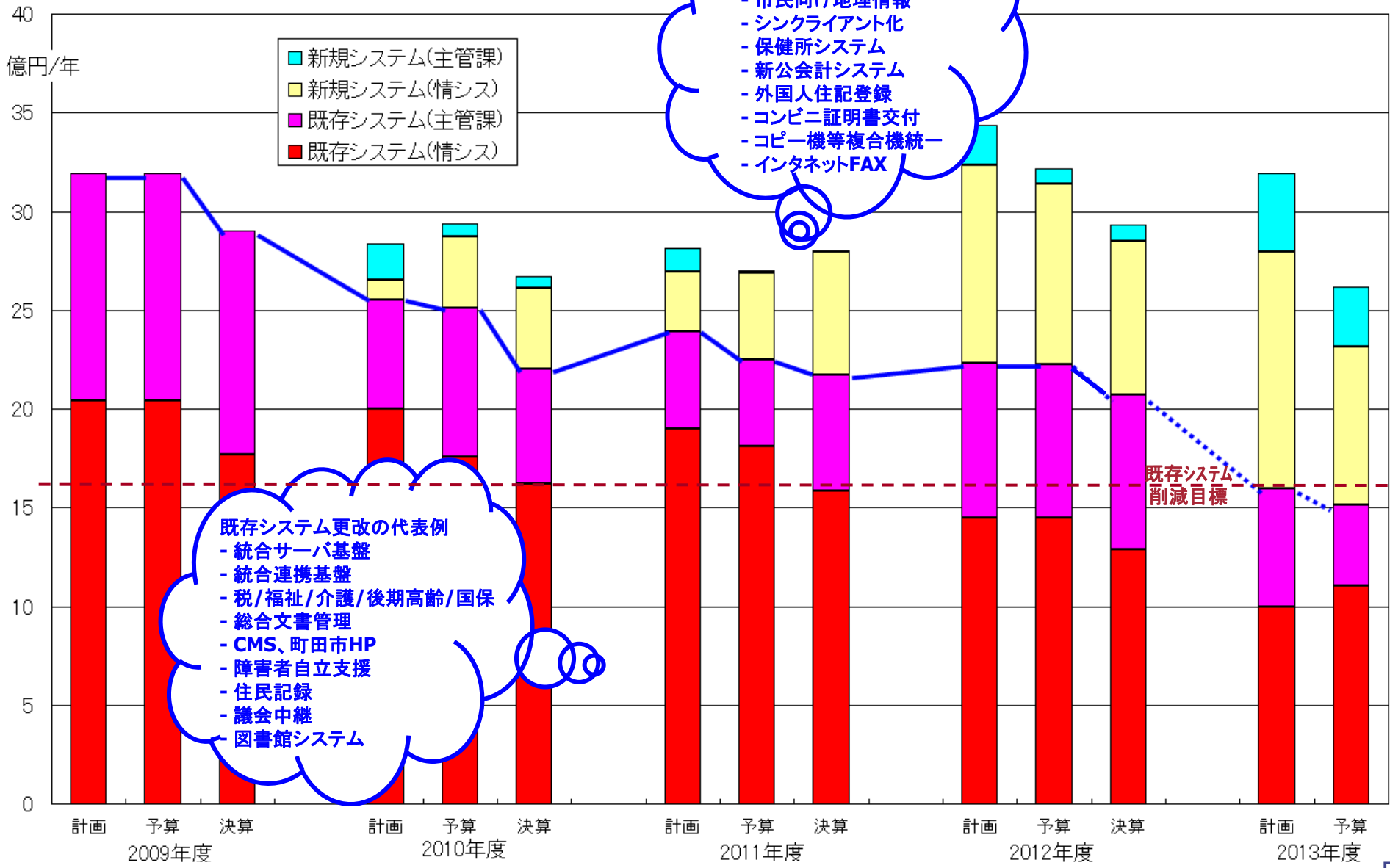
注1: 市民病院関連システムを除く、全庁のシステム関連費用(含む学校関連)

注2: 「計画」値は2009.6「部長の仕事目標」での公表値

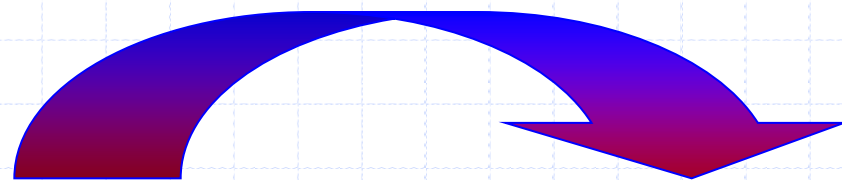
- 新規システムの代表例
- 新庁舎内ネットワーク
  - 市民向け地理情報
  - シンクライアント化
  - 保健所システム
  - 新公会計システム
  - 外国人住記登録
  - コンビニ証明書交付
  - コピー機等複合機統一
  - インタネットFAX

- 既存システム更改の代表例
- 統合サーバ基盤
  - 統合連携基盤
  - 税/福祉/介護/後期高齢/国保
  - 総合文書管理
  - CMS、町田市HP
  - 障害者自立支援
  - 住民記録
  - 議会中継
  - 図書館システム

既存システム削減目標



## 付帯効果



- ◆ 全体構想を立てた上で 暫時移行
- ◆ システム基盤への全システム集約
  - 運用作業の簡素化/標準化
  - システム基盤稼動状況の継続計測
  - 検証用・試用・評価環境の簡易な構築
  - 用済みシステムの設備再利用(リユース;産廃回避)
  - システム環境増/減設・構成変更容易
  - 不具合を起こした業務システムの保全
  - ネットワーク再構築・再構成の簡素化
- ◆ 地域情報PFへの準拠
  - 業務ユニットの選択肢増大
  - 環境変更に伴う影響範囲の局所化
  - 自治体間 電子データ連携へ道筋付け

- ◆ 経費増大懸念の払拭; 経費削減
  - OS/ミドルなど不必要な変更回避
  - 慣れた業務システムを継続・減額
- ◆ IT-BCP環境の整備
  - 庁内/庁外クラウド間でDR対策
- ◆ 人材不足懸念の緩和
  - 運用作業の軽減
  - システム評価(導入前・後)への注力
  - 鳥瞰(全体最適)視点の醸成
- ◆ ベンダロック懸念の縮小
  - プロポーザル方式の活用
  - 他市での導入実態学習
  - マイナンバー制度への対応を簡素化

## 社会保障・税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

## 社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

### 効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

### 実現すべき社会

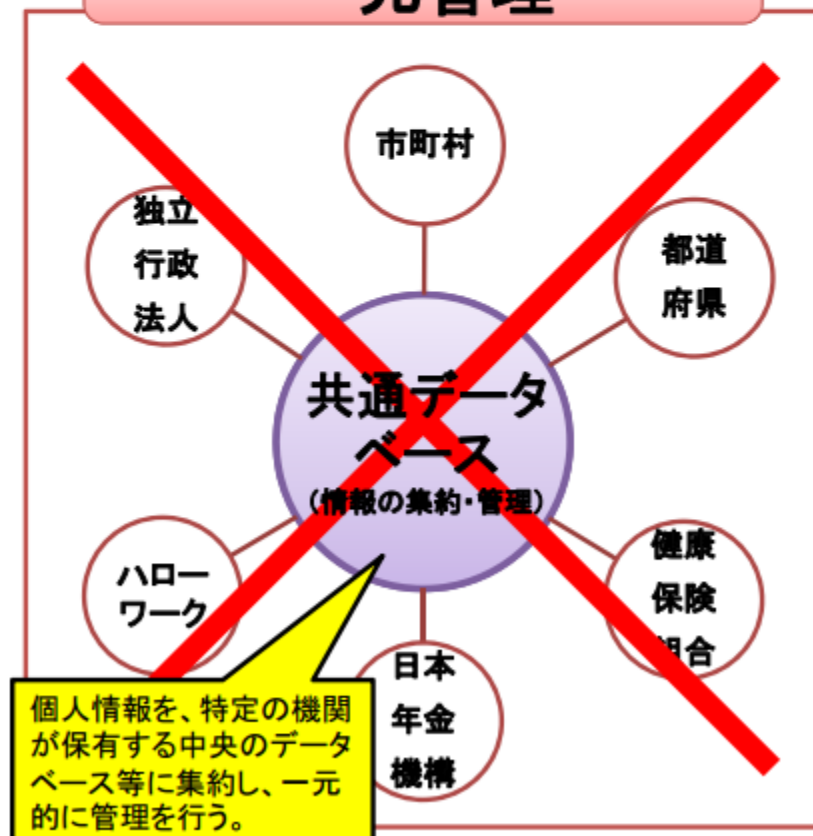
- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

# 番号制度における個人情報の管理の方法について

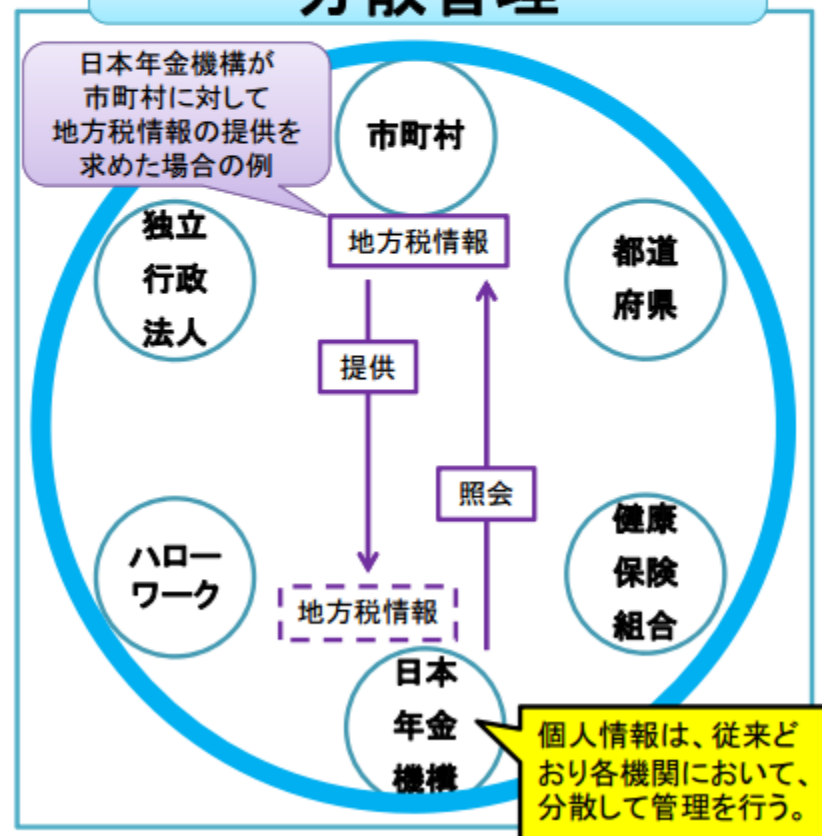
✖ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『一元管理』の方法をとるもの**ではない**。

○ 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとるものである。

## 一元管理



## 分散管理



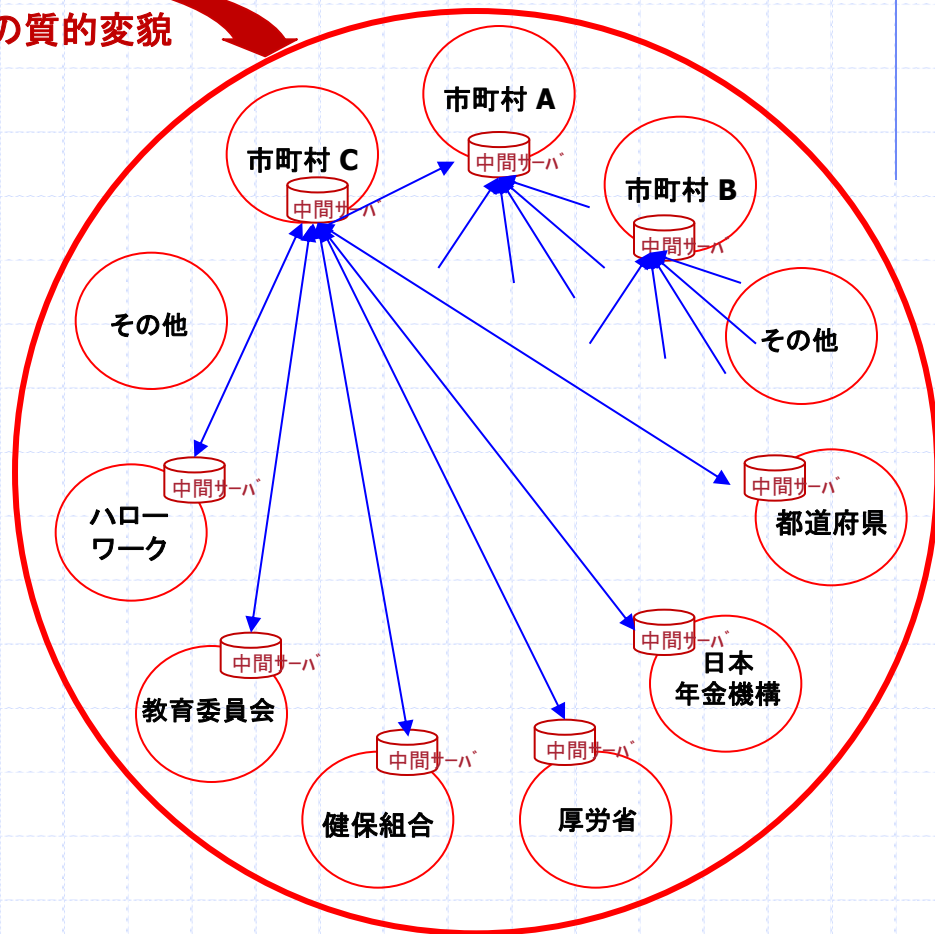
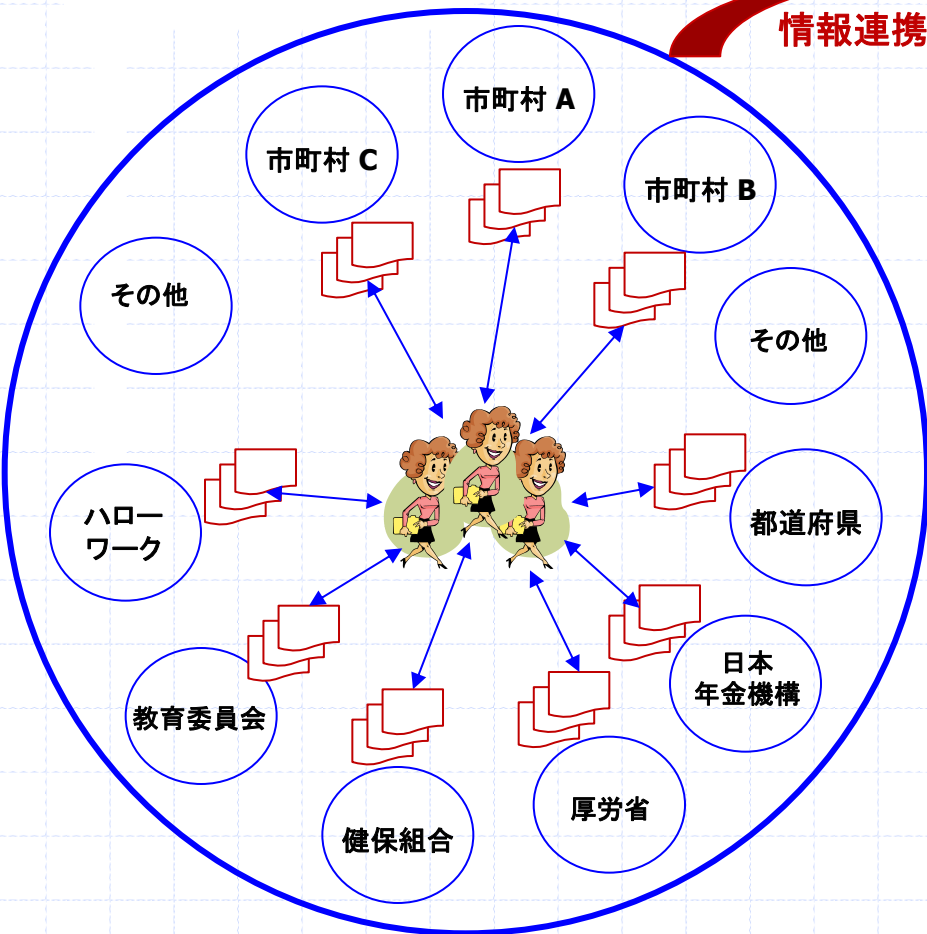


# 庁外連携が始まることによるインパクト：電子情報鎖国を開国する

これまで：自庁システムの安定稼働  
→ 停止させても被害は自庁内

これから：他市町村・中央府省と情報連携  
→ 中間サーバ停止させると被害は全国

## 情報連携の質的変貌



一部例外はあるが、行政情報/個人情報住民に運搬させてきた

中間サーバ/情報提供N/Wシステムを介して、必要情報を自動的に交換

# 番号制度導入前/導入後の市町村事務(例:引越)

## 導入前

## 導入後

- 本人確認書類
- 印鑑
- 転出証明書
- 住民基本台帳カード
- 転入申請書

**住民記録**

① 手続き終了	① 手続き終了
② 書類不備	② 応答不完全
- 暫定処理(後日更正要)	- 暫定処理(後日更正要)
- 差し戻し	- 導入前の手順に変更

- 受給資格証明書

**介護保険**

① 手続き終了	① 手続き終了
② 書類不備	② 応答不完全
- 暫定処理(後日更正要)	- 暫定処理(後日更正要)
- 差し戻し	- 導入前の手順に変更

- 後期高齢者医療保険者証

**後期高齢者保険**

① 手続き終了	① 手続き終了
② 書類不備	② 応答不完全
- 暫定処理(後日更正要)	- 暫定処理(後日更正要)
- 差し戻し	- 導入前の手順に変更

- 在学証明証
- 教科書給与証明書

**転校処理**

① 手続き終了	① 手続き終了
② 書類不備	② 応答不完全
- 暫定処理(後日更正要)	- 暫定処理(後日更正要)
- 差し戻し	- 導入前の手順に変更

- 所得証明書
- 銀行口座番号
- 健康保険証

**児童手当**

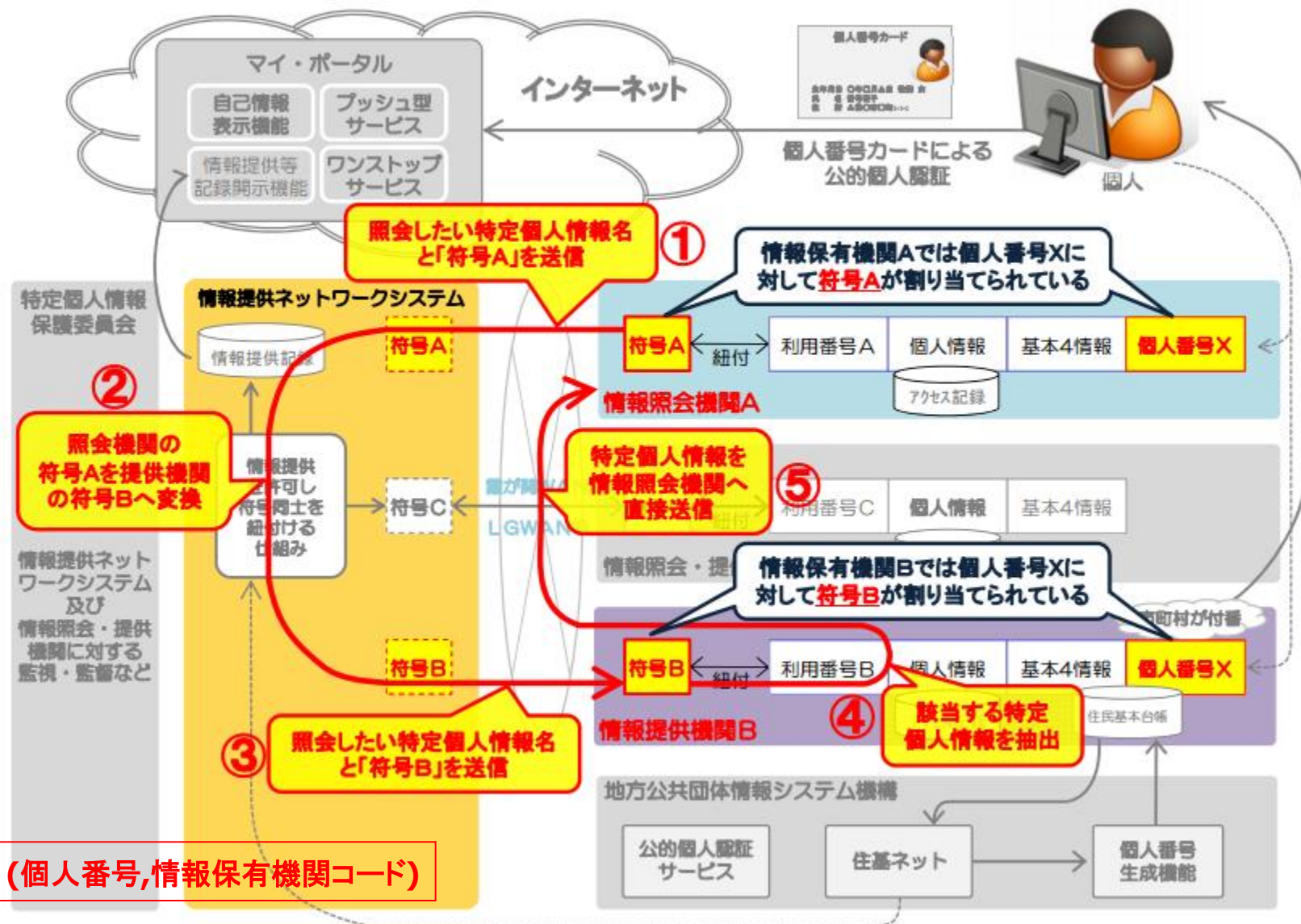
① 手続き終了	① 手続き終了
② 書類不備	② 応答不完全
- 暫定処理(後日更正要)	- 暫定処理(後日更正要)
- 差し戻し	- 導入前の手順に変更



# 共通番号は 電子政府の基礎石

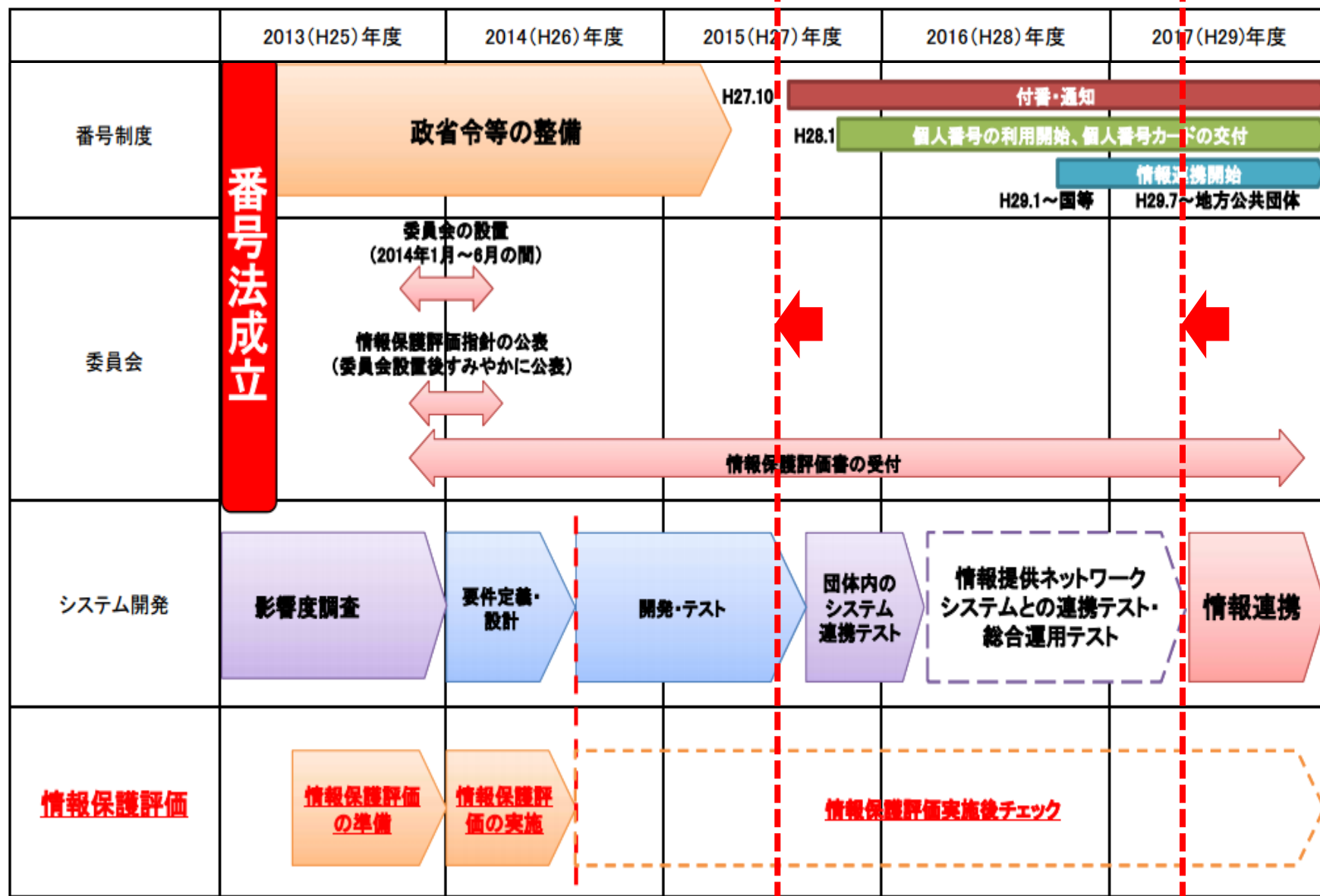


# 情報照会・提供の基本的な流れ



# 情報保護評価に係る今後のスケジュール

※ 2014(H26)年度中にシステム開発を実施する場合の例

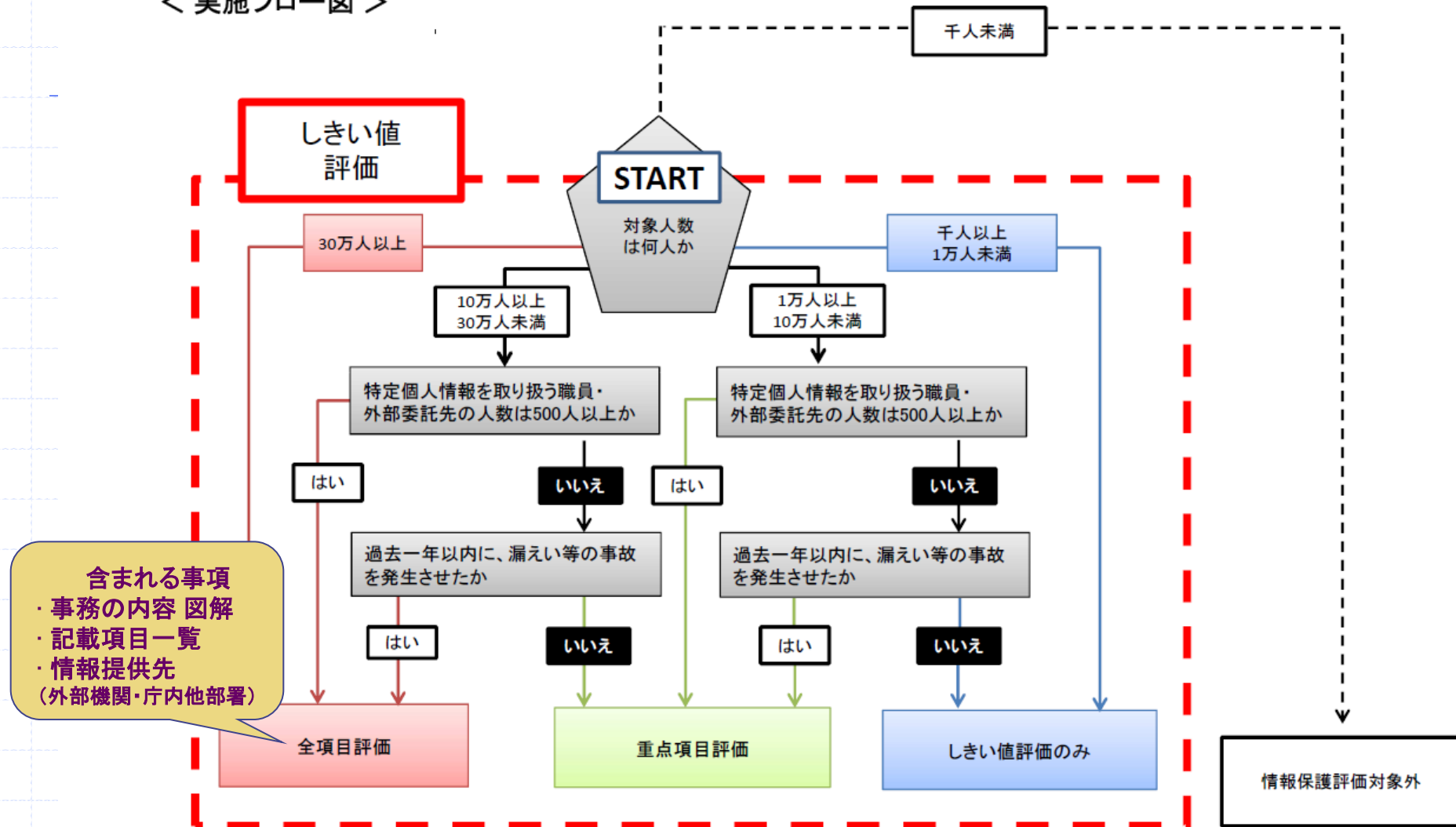


出典 「社会保障・税番号制度について」(H25年8月 内閣官房 社会保障改革担当室)；

「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(H25年8月 総務省住民制度課；内閣官房社会保障改革担当室 資料1-3

## 2. 情報保護評価の実施②

< 実施フロー図 >



出典 「社会保障・税番号制度について」(H25年8月 内閣官房 社会保障改革担当室)；

「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(H25年8月 総務省住民制度課；内閣官房社会保障改革担当室 資料1-3

# 番号制度の関連指針の現状まとめ

## --- 番号法関連指針の整備状況(中間サーバー・導入ガイドライン等) ---

### (1) セキュリティ面の安全性確保を最重視

- ① 分散管理:全市町村(300万人から300人まで)を同列の扱い
- ② 特定個人情報評価(PIA)を庁内業務へも適用(アクセスログ収集も)
- ③ 既存業務システムと中間サーバの直結を示唆(現状変更回避=高コスト構造助長)
- ④ 統合宛名システムの構築(庁内でも広範な「番号」利用を忌嫌)
- ⑤ 庁内業務関連系にも中間サーバの利用を示唆(庁内連携は住記文字等を多用)

### (2) 行政事務改善、標準化は自治体に委ねる

- ① 83%の市町村と98%の都道府県へのアンケート実施;現状からの最小変更を選択
- ② 普及度が半数を超えた地域情報PFの実績は重視せず
- ③ 8割の自治体が宛名番号を使っている;が、唯一無二性は確保できてない
- ④ 時間をかけても、全国レベルの「標準化」を図るとの言及はない
- ⑤ 基礎自治体の業務には一般的には知見のない都道府県に取纏めを期待している
- ⑥ 中間サーバーのデータ項目粗案提示はあるが、業務システムとの標準連携方式の提示がない

### (3) 現法/現実現方式案では電子化/制度改革不可な事項も、できるかに語られている

- ① マイポータル4例のうち①(アクセス記録閲覧)の一部(庁外からのアクセス)だけが実現可
- ② 資産(預金/証券残高、不動産など)の掌握手続き
- ③ 法定調書に法人が記載すべき個人番号の確認方法なし

### (4) 性能設計、性能/機能不具合発生時の合理的な対処方式がされていない

# 番号制度の円滑な導入への現実解

中間サーバーだけのクラウド化は実現

<p>制度の柔軟解釈・ 強調点の明示 (国)</p>	<p>(1) 国による、番号制度に準拠したクラウドの構築、廉価提供 次善策: 番号制度準拠パッケージ/サービス(含むクラウド)の認定制度を設ける</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 標準化を既存システムで固定した業務手順のBPRの第一歩と位置づける</li> <li>② 期日までに標準化できない場合、改善日程の提示を求める</li> <li>③ 現在業界標準と呼べる業務手順や実現方式をさらに改善する取組は妨げない</li> </ul>
	<p>(2) 暫時セキュリティ強化 --- 現個人情報保護法による対応の尊重; 暫時番号法方式に移行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① PIA対象: 当面、特定個人情報ファイルを扱う業務だけを対象とする(概説書通り)</li> <li>② アクセスログ取得: 自治体内は当面従来通りとする</li> </ul>
	<p>(3) 中間サーバー周辺ツール群の整備(業務システム改造の簡素化・標準化)</p>
	<p>(4) 第I期に実現する利便性と、それ以降の向上は峻別して発表する</p>
	<p>(5) 全国一斉導入の重要性、その具体策方法を自治体向けに説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「近隣自治体連合」による共同利用だけでなく、<u>ベンダ製の標準品利用も「自治体クラウド」と認める</u></li> <li>② 中間サーバーの周辺機能をまとめて表現し、個別業務別の改造を最小限とすべく指導する</li> </ul>
<p>自治体の 採るべき解</p>	<p>(3) 業務システムと中間サーバとは直接連携せず地域情報PF様の庁内DBを介す</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 中間サーバは仕様が頻繁に変更される宿命にある(政省令; 法改正による)</li> </ul>
	<p>(4) 宛名システム内での「個人番号」と「庁内宛名番号」の1:1対応は継続的な努力目標とする</p>
	<p>(5) 業務手順を世間の「標準」に合わず…認定パッケージ/サービスを使う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自治体クラウド(システムの共同利用)に参加する <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 近隣自治体でのシステムの共同利用(例: 北海道西胆振、神奈川県町村組合など)</li> <li>b) ベンダ提供のクラウドサービス利用(例: 奈良県宇陀市; 広島県三次市など)</li> </ul> </li> </ul>
	<p>② システムの構造を整理整頓(標準化; 近代化)する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) システム基盤(仮想プラットフォームPaaS/IaaS)の共同利用</li> </ul>
	<p>b) 庁内業務システム間連携の標準化(地域情報PF準拠)</p>

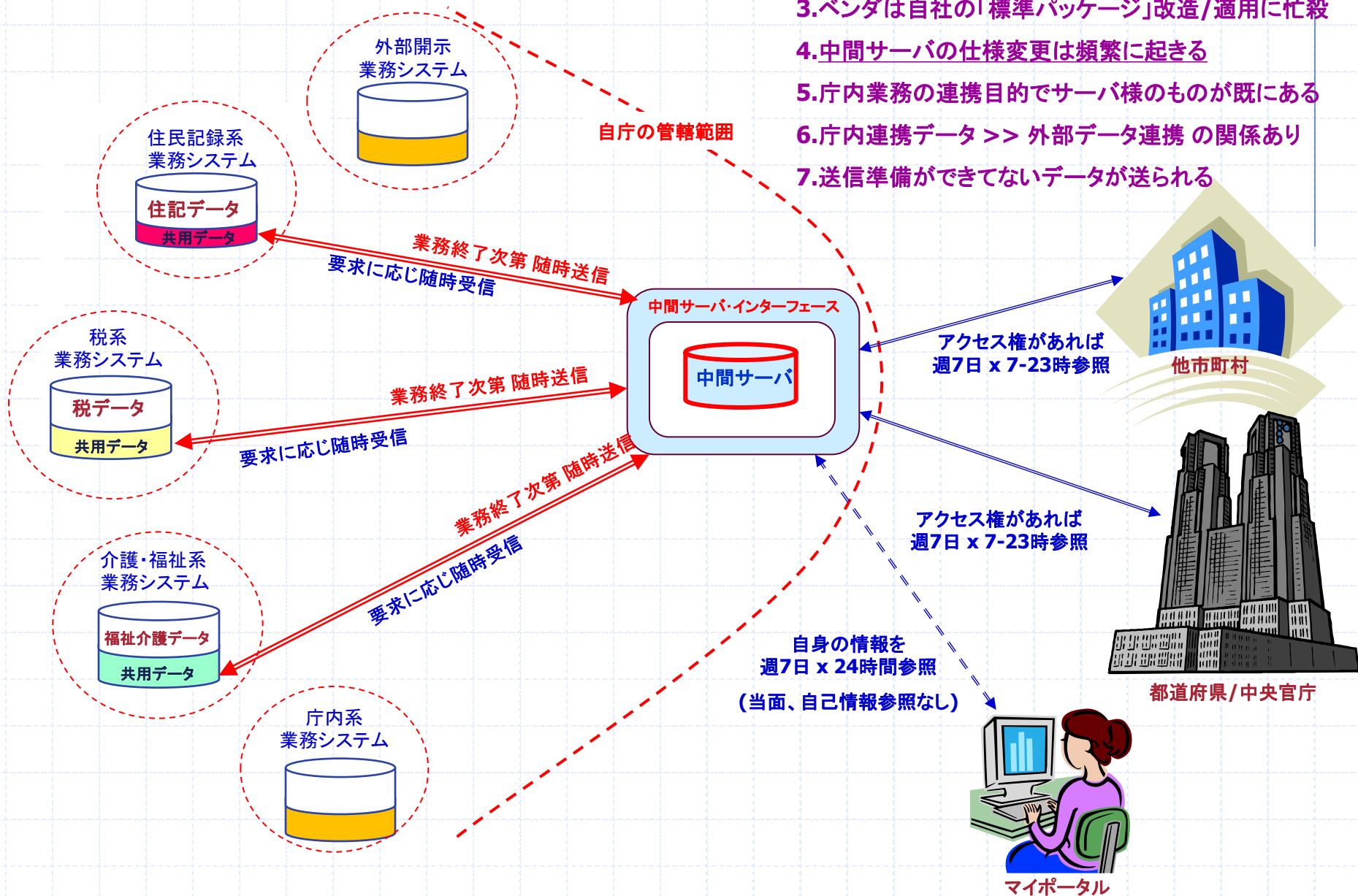
それと取れる発注仕様だが、実現はアヤシイ

認められた; まだ補助金の対象外

最も需要!!



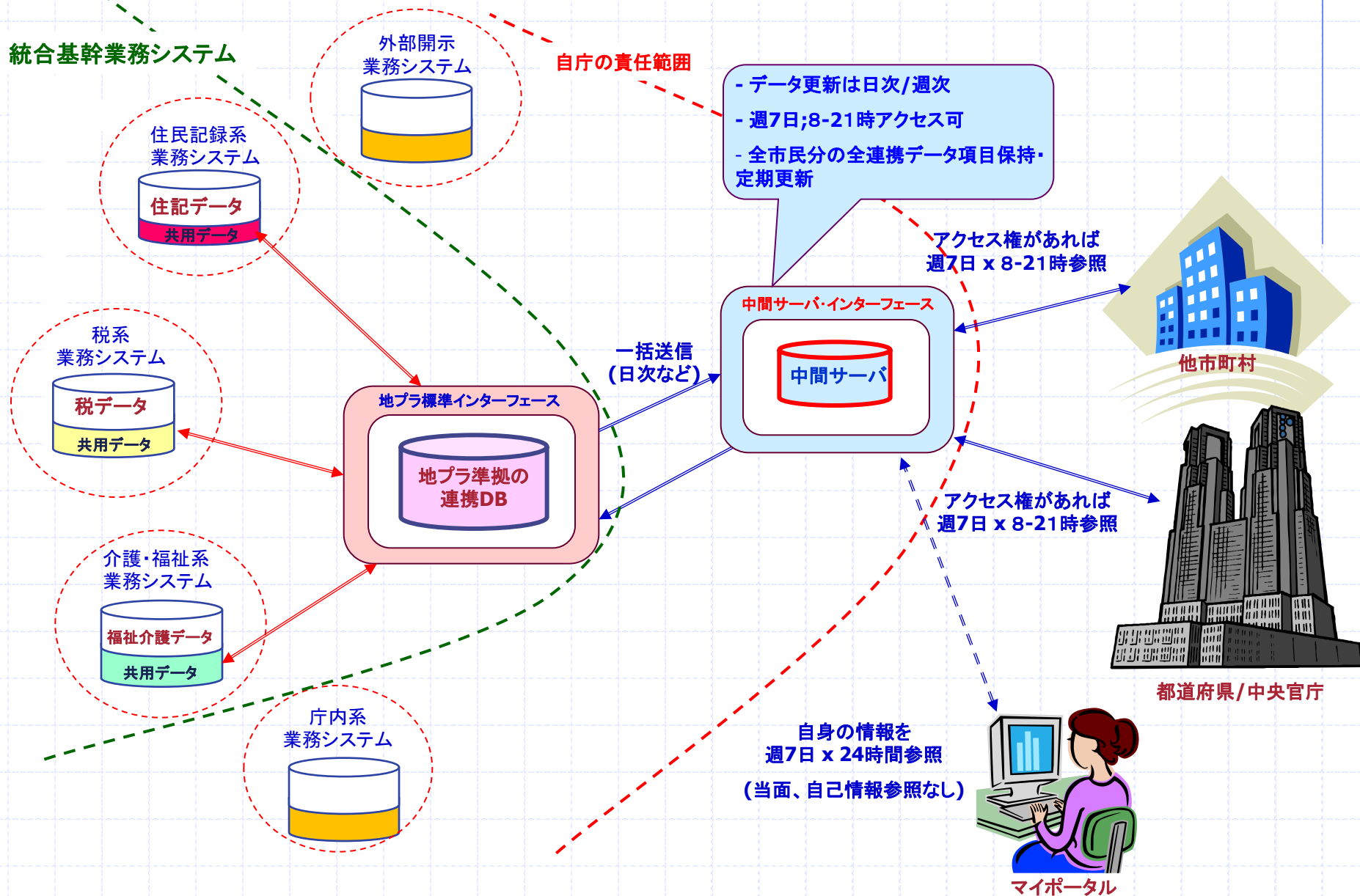
# 中間サーバへの直接データ更新の問題点



1. 自庁の間違いが瞬時に全国に広がる
2. 業務ごとに中間サーバ向けデータ変換必要
3. ベンダは自社の「標準パッケージ」改造/適用に忙殺
4. 中間サーバの仕様変更は頻繁に起きる
5. 庁内業務の連携目的でサーバ様のものが既にある
6. 庁内連携データ >> 外部データ連携 の関係あり
7. 送信準備ができてないデータが送られる

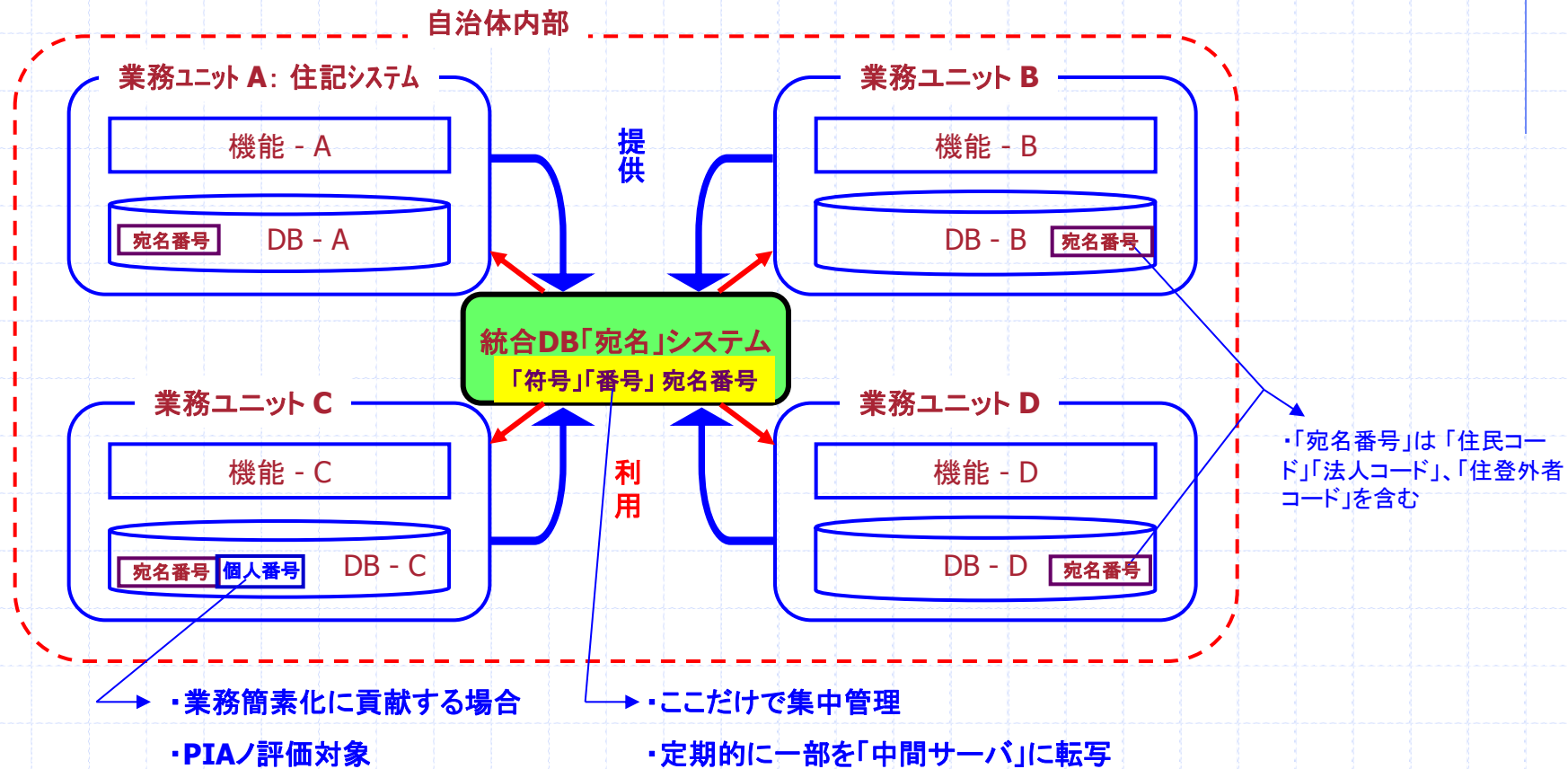
# 他団体への情報提供: 中間サーバのデータ更新

統合基幹業務システム



# 統合DBでの、「番号」「符号」の集中管理 → 地域情報PFの拡充

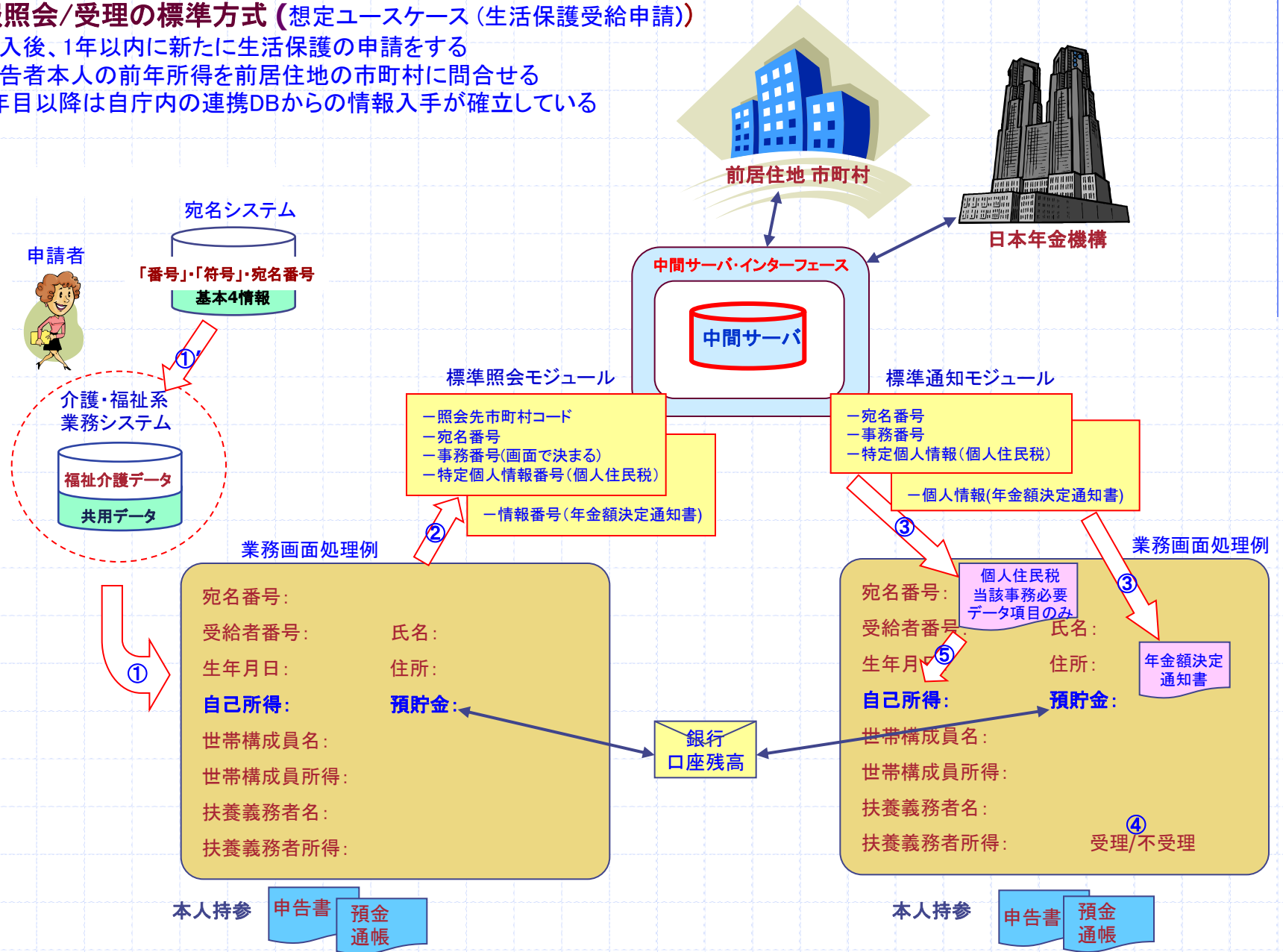
- ・各業務ユニットが「番号」「符号」持った場合の同期処理 回避
- ・セキュリティ上の配慮:「番号」「符号」の保持箇所限定



・地域情報PF標準仕様書「統合DB機能の範囲」から転記/加筆

# 情報照会/受理の標準方式 (想定ユースケース (生活保護受給申請))

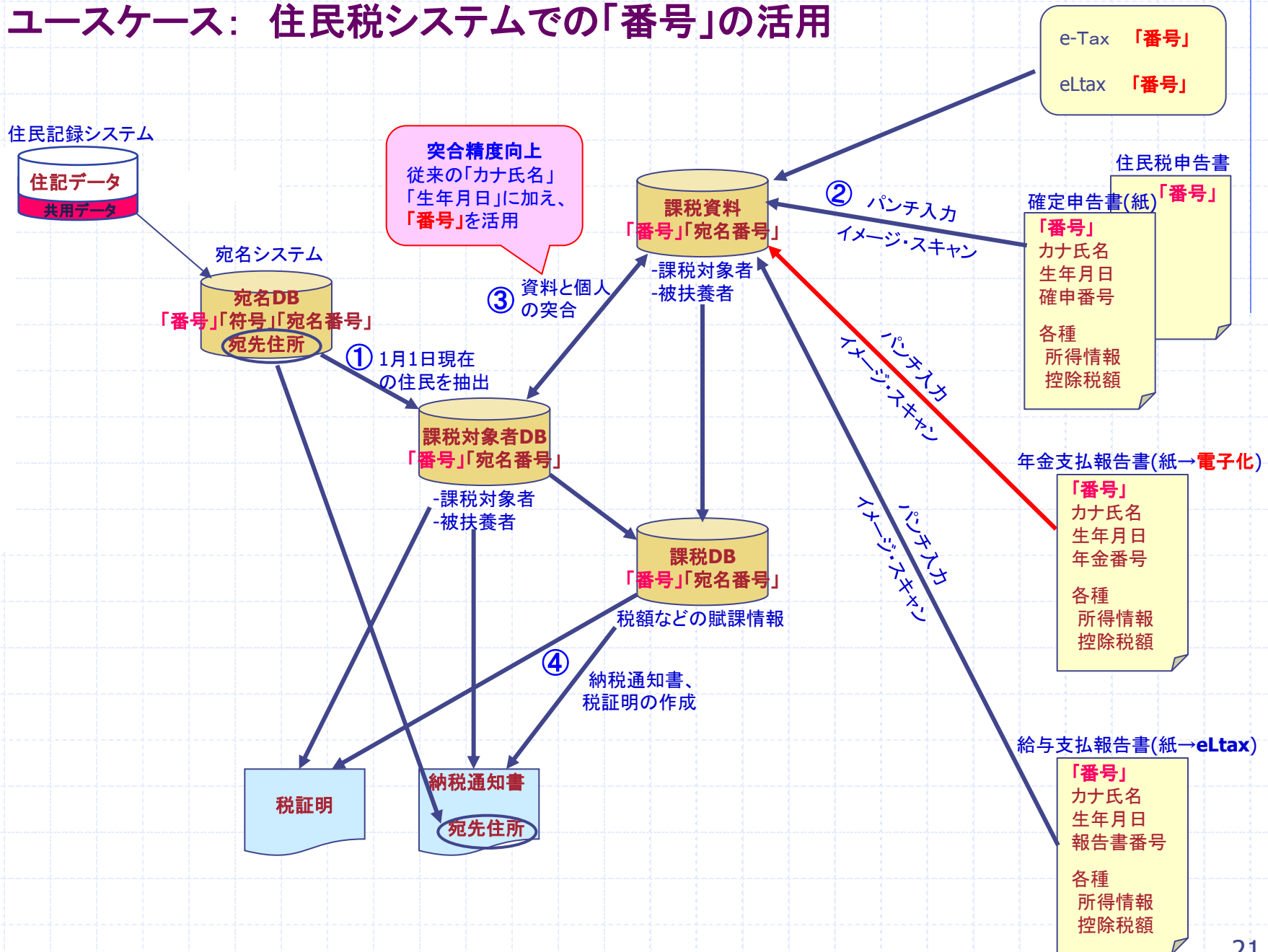
- ・転入後、1年以内に新たに生活保護の申請をする
- ・申告者本人の前年所得を前居住地の市町村に問合せる
- ・2年目以降は自庁内の連携DBからの情報入手が確立している



例: 扶養費申請 情報照会処理

例: 扶養費申請 情報受理処理画面

# ユースケース：住民税システムでの「番号」の活用



# 番号制度導入に係る地方公共団体への財政支援(総務省担当分)

## ① 番号制度導入に係る地方公共団体の関係システム整備への支援の内容 (総務省予算案分)

### ■ 国庫補助金の補助対象

- 番号制度導入に係る地方公共団体のシステム整備(下記システム)のうち、直接的に番号制度導入に係る経費を対象として、予算の範囲内において、総務大臣が認めた額を、平成26年度から平成28年度にかけて国庫補助金として措置。

(単位:億円)

項目	H26	
	事業費	国庫補助金
住民基本台帳システム	123.5	123.5
地方税務システム	190.2	126.8
中間サーバー(ハードウェア)	19.7	19.7
団体内統合宛名システム・団体内統合利用番号連携サーバー	41.3	41.3
合計	374.7	311.3

### ■ 国庫補助率(補助対象経費として総務大臣が必要と認めた経費に対する補助率)

- 住民基本台帳システム : 補助率=10/10
- 地方税務システム : 補助率=2/3  
(当該システムを使用する庁内業務に係る個人番号の利用等に相当するものとして事業費の1/3)
- 中間サーバー(ハードウェア) : 補助率=10/10
- 団体内統合宛名システム・団体内統合利用番号連携サーバー : 補助率=10/10

- 地方税務システムの国庫裏負担分(1/3)については、普通交付税及び特別交付税措置。  
また、上記システム整備に伴い生ずるランニング経費については、地方財政措置。

## 番号制度対応のためのシステム改造費(厚労省担当分)

(参考)番号制度構築に係る地方公共団体の関係システム整備への支援(厚生労働省要求分)

### ■ 国庫補助の対象

番号制度の導入に係る地方公共団体のシステム整備(下記システム)について、平成26年度から平成28年度にかけて国庫補助を措置。

(単位:億円)

項目		H26
社会保障システム (国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、 障害者福祉、児童福祉、生活保護、介護保 険、健康管理)	事業費	271.1
	国庫補助	185.3

### ■ 国庫補助率

・補助率 = 2/3 : 国民健康保険、後期高齢者医療(市町村分※)、障害者福祉(特別児童扶養手当を除く)、児童福祉、生活保護、介護保険、健康管理  
※後期高齢者医療広域連合については別途国庫補助を実施。

・補助率 = 10/10 : 国民年金、特別児童扶養手当

### ■ 社会保障システムの地方負担分(1/3)については、普通交付税及び特別交付税措置。

# 番号制度対応のためのシステム改造費(各市町村)

番号制度対応 業務システム	システムの類型	人口規模	国庫負担率	総務省/厚労省想定 団体別所要事業費	
				H26年度(百万円)	H26-H28年度(百万円)
住民基本台帳システム	オープン系 ノンカスタマイズ・パッケージ	総務省管轄 10-50万人	10/10	11.4	17.3
地方税務システム	オープン系カスタマイズ・パッケージ		2/3	20.6	34.9
団体内宛名統合システム	—		10/10	4.8	6.2
団体内統合利用連携サーバー				2.8	3.6
中間サーバ・ハードウェア				クラウド型を原則とする	—
生活保護システム	オープン系カスタマイズ・パッケージ	厚労省管轄 30-50万人	2/3	3.7	8.8
障がい者福祉システム	オープン系カスタマイズ・パッケージ			10.8	25.7
児童福祉システム	オープン系カスタマイズ・パッケージ			8.3	19.3
後期高齢者医療システム	オープン系カスタマイズ・パッケージ			3.7	8.8
介護保険システム	オープン系カスタマイズ・パッケージ			9.2	22.1
健康管理システム	オープン系カスタマイズ・パッケージ			3.2	5.5
国民年金システム	オープン系カスタマイズ・パッケージ		10/10	1.9	4.5
特別児童扶養手当システム	新規(類型未表示)			—	—



## 自治体がITCに期待する「職能」

### ◆ 中立性:

ベンダに左右されず「利用者側」に立った中長期/短期的な判断をする

### ◆ 経営視点:

当該自治体所轄 全体最適化の方向付けと、合った短期的解法の提示

### ◆ システム調達: 公正で且つ現実的な調達

- システム化要件定義 --- 何がやりたい、どんな効果期待、測定事項
- 他に学ぶ --- ベンダ事例、他自治体事例、製品/サービス調査、ベンダロックの仕掛け外し
- 調達仕様書(含むRPF, RFI)の方向付け、作成指導、審査
- ベンダ提案の査定 --- 期待要件は実現可?、価格根拠の妥当性
- ベンダ変更の現実性 --- 「運用」実態の掌握、データ移行(内容不明レベル)、過去の経緯

### ◆ 番号制度対応: 現実的なアドバイス/作業代行

- 「標準品」に合わせる;老朽化したシステムにしがみ付くな
  - ◆ 自治体クラウド(近隣自治体共同利用;ベンダ・クラウド)への暫時移行;既存データ掌握
- 団体内統合宛名システムの構築
  - ◆ 居住者: 住民ID、税番号、介護保険番号などに「個人番号」を追加 --- 比較的容易
  - ◆ 非居住者(住基登録外者): 業務システム/ベンダー毎に別体系のIDを持つ --- 統一は至難
- 特定個人情報評価(PIA)
  - ◆ 「一般住民」に提示できる形式で、業務と特定個人情報の関係提示 --- DFDと主要データ形式
  - ◆ システム企画書などを作成/システム化の妥当性検証をしてきた自治体は、PIAの様式で再記述

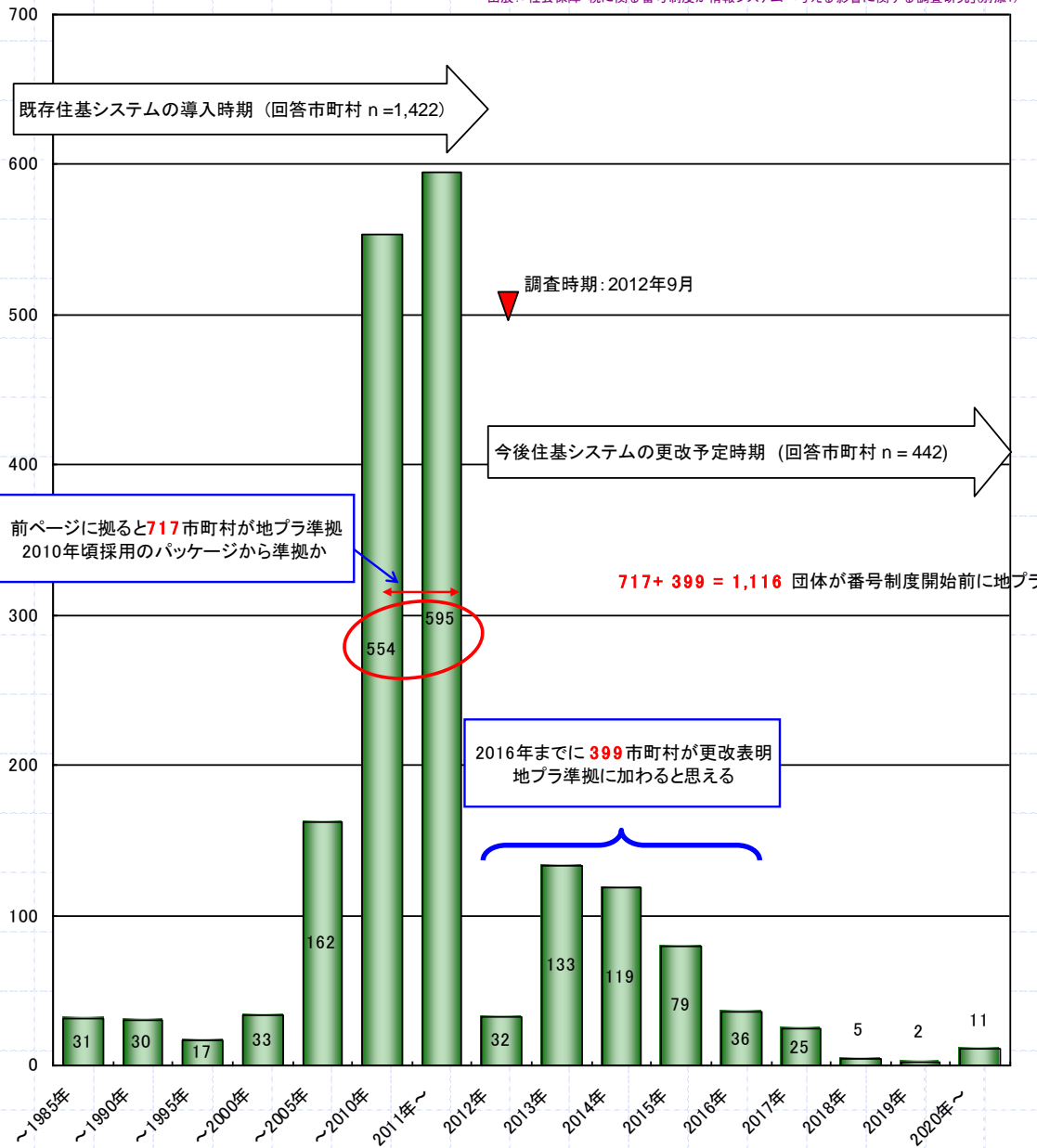


**ご清聴ありがとうございました**

**以下参考資料です**

## 既存住基システムの導入時期と今後の更改予定

出展:「社会保障・税に関する番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究」(別添1)



・ 700余の市町村が外国人の住基登録を機に住基システムをパッケージとした;地プラが付いてきた

・ 逃した400市町村が番号制度適用を機にパッケージ化/地プラ化を意図している。合計で1100余

・ 調査母数(1400市町村程度)を考慮に入れると約80%が、4年以内にパッケージ化/地プラ化する

・ 特別な働きかけなしに、地プラ(使用の厳格性に疑問はあるものの)が、事実上、庁内システムの連携標準仕様となったことを意味する

・ 地プラの適用業務システム群のうち住基システムが、上述を機に先頭を切り、税関係、保険年金、介護福祉など更改時に適用と受取れる

### →(筆者の追加解釈)

・ 中間サーバ仕様は今後も変更/追加が多い

・ 地プラ準拠のパッケージ利用 市町村は今も多い、更に増加中

・ 総務省は地プラを庁内/庁外のデータ交換標準とすべく10余年推進;庁内連携では標準となった

・ 庁内連携には庁外に必要な項目、社会福祉/税以外 業務間連携も実施中;次の関係がある: 庁内連携データ項目 >> 庁外連携データ項目

・ 変化要素の多い中間サーバ連携と直接連携させると、業務システムの更新頻度を増す

・ 独自仕様/非標準様式のデータ構造に基づくシステムは 開発/保守が高価になり保守性も悪い

・ 老朽化したシステムは急ぎ、パッケージ化/地プラ準拠とすべし;全国のシステム安定に大きく資する

# 住基システムの現況

出展:「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー・ソフトウェアの設計・開発作業の調達仕様書」(案) 図3-7

↓ この欄は筆者追記 ↓

ハードウェア	導入方式	改修の種類	割合 (市町村)	想像されるデータ構造と 中間サーバへのデータ変換
汎用機・オフコン	独自開発	汎用機系 独自開発	3.6%	・独自構造(不明の場合も)  ・標準構造への変換には、 意味/形式/内容の分析要
	カスタマイズパッケージ	汎用機系 カスタマイズパッケージ	6.1%	
	ノンカスタマイズパッケージ	汎用機系 ノンカスタマイズパッケージ	0.9%	
オープン系サーバ・ スタンドアロン	独自開発	オープン系 独自開発	1.1%	・旧パッケージ: 非標準構造 ・新パッケージ: 標準構造
	カスタマイズパッケージ	オープン系 カスタマイズパッケージ	<b>45.0%</b>	
	ノンカスタマイズパッケージ	オープン系 ノンカスタマイズパッケージ	<b>43.3%</b>	

- ・他行政機関とデータ連携するには、自庁の中間サーバにデータの写しを置くことになる(分割管理でのデータ連携実現のため)
- ・独自開発の割合は人口規模が大きいほど増える; 50万人超の市町村では約50%が独自開発(同出展内の記述)
- ・現情システムのデータ構造は3タイプの分類する(筆者):

- ① 標準構造(地域情報プラットフォームまたは類する構造): 各データ項目ごとの意味/形式/内容が厳格に判っている。
- ② 非標準構造(地プラの前に開発されたパッケージに多い): データ項目ごとの意味/形式/内容が判らないこともある。
- ③ 独自構造(汎用機/一部のオープン系サーバにもある): データ項目ごとの意味/形式/内容が定かでないことが一般的。

速やかに標準品を利用にする: 現状の業務手順を標準化する

# 特定個人情報保護評価とは①

行政機関の長、地方公共団体の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、**特定個人情報保護評価**を実施することが原則義務付けられる。（番号法第27条）

## 特定個人情報保護評価とは

○特定個人情報ファイルの保有・変更にあたり、プライバシーや特定個人情報へ及ぼす影響を事前に評価し、その保護のための措置を講じる仕組みをいい、米・加・豪・英等の諸国で行われているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment）に相当するもの。

- 具体的には、保有することでどのようなリスクがあり、そのリスクをどのようにして軽減・緩和しているかを、**自ら所定の様式の評価書に記載し、公表**するもの。

## 情報保護評価の対象

○特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を保有する業務・システム

- 評価書は、特定個人情報ファイルを保有する**業務・システムごとに作成**。
- 保有する特定個人情報ファイルが**紙ファイルの場合**は、情報保護評価の**対象**となる。
- 保有する特定個人情報ファイルの**対象者数が1,000人未満の場合**は、情報保護評価の**対象**となる。
- 保有する特定個人情報ファイルの**対象者数が1,000人以上10,000人未満の場合**は、情報保護評価の**対象**となる。
- 詳細はP7参照。

【本編 第3章】<対象>

・特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを保有する業務・システムである。この場合、個人番号利用事務を実施するに当たっては、**直接個人番号を格納していないテーブル・データベースの情報と、直接個人番号を格納しているテーブル・データベースの情報を突合させて、一体として情報を利用することとなるため、事務を処理するために個人番号を紐づけて利用することとなる情報は、特定個人情報保護評価の対象となる。**

# 特定個人情報保護評価とは②

## 情報保護評価の実施時期

○特定個人情報ファイルを保有しようとする前には実施。

- 情報保護評価はシステムの開発(改修)前までに実施する必要がある。その中でも、特定個人情報保護評価の結果に基づき、システム設計を変更できるようにするため、システム開発前の段階から実施することが望ましい。
- 情報保護評価指針は、2014年1月～6月に設置される特定個人情報保護委員会による評価指針を参考に、2014年1月～6月の間にシステム開発(改修)が発生する場合は、システム開発(改修)の開始前までに評価を実施する必要がある。  
これを額面通りに捉えると:
  - ① ハンズオン・パッケージ利用の市町村も個別改造
  - ② システム開発/改修・テスト期間は12ヶ月
  - ③ 独自仕様の業務システムは評価資料準備も困難
- 特定個人情報ファイルの取扱いを変更する場合は、再度評価が必要。

## 評価書の様式

○2012年11月に公表した地方公共団体等向け情報保護評価指針素案について改訂(別添1～3)。

○来年(2014年)の初めに特定個人情報保護委員会が設立後、正式な評価書が公表される。

**現実的な対応策**

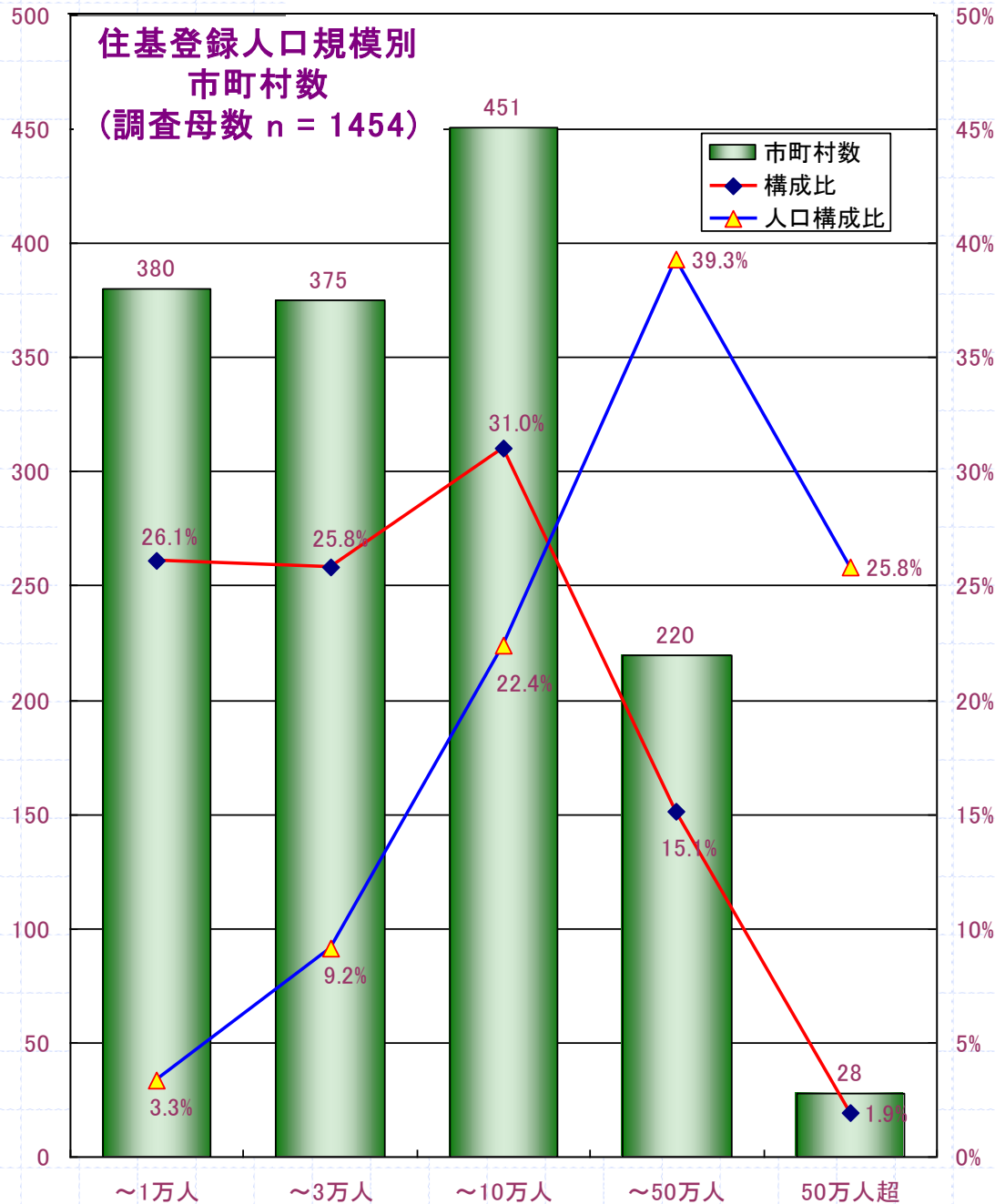
- ① 中間サーバーへのアップロードは「連携サーバ」(含地プラ)から
- ② 情報照会は業務システム=中間サーバ間に標準モジュール準備
- ③ 番号制度準拠パッケージは①、②を元に即時開発着手
- ④ PIA,政省令での変更箇所はパラメータ指定変更で吸収
- ⑤ 小規模自治体向け共同利用システムの定額標準提供  
(地プラ準拠のシステムはPIA記述項目を減らすとの案もある)

## その他

○全項目評価書は、第三者点検を実施する必要がある。

- ただし、自治体で全項目評価を実施することになる可能性があるのは、対象者数が10万人以上の特定個人情報ファイルのみ。

○本資料に記載された内容は、特定個人情報保護委員会設置後に、委員会により変更される可能性がある。

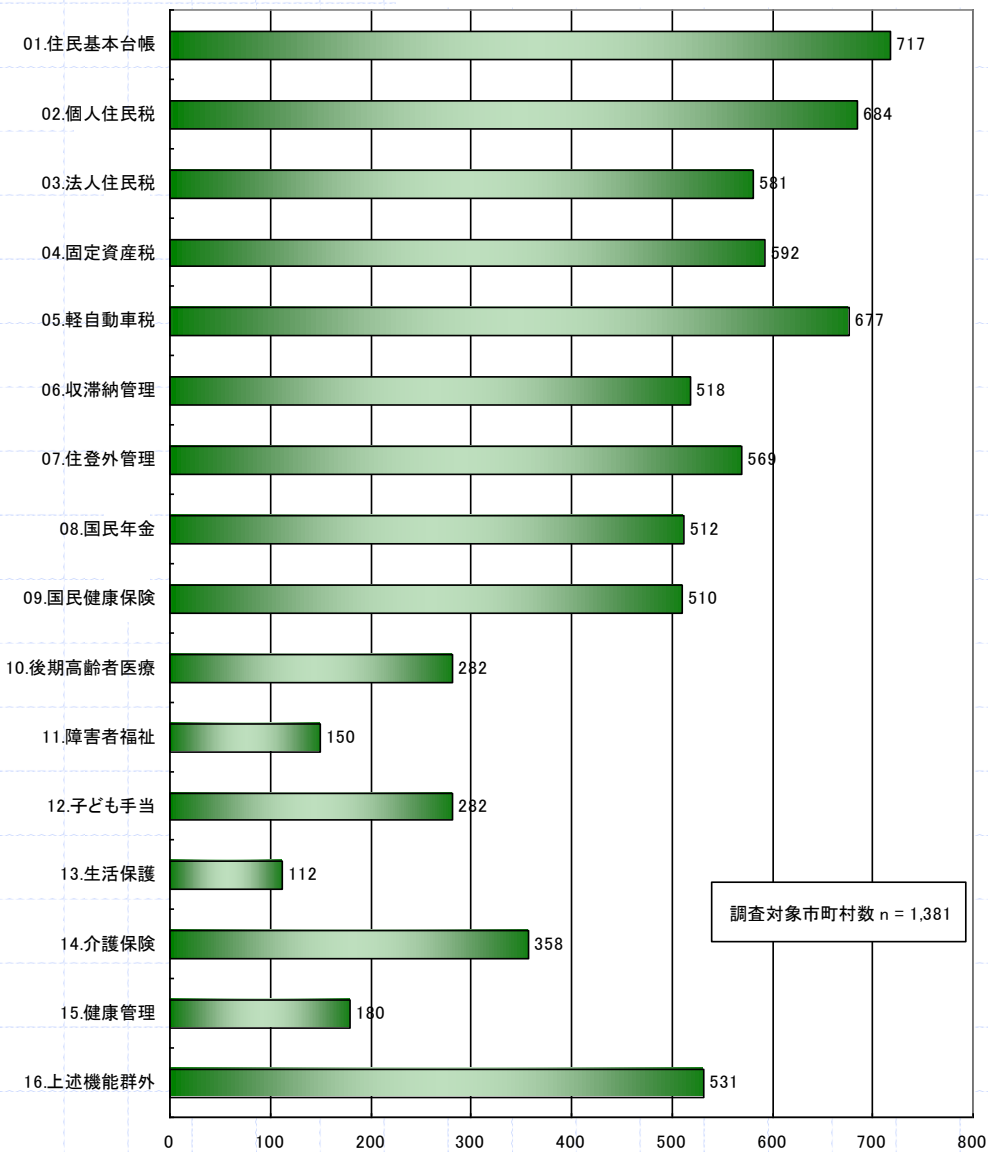


- ・ 他行政機関とデータ連携のために、自庁の中間サーバにデータの写しを置く
- ・ 中間サーバは市町村の数に比例
- ・ 財政的に弱い10万人以下の市町村数が80%を越える
- ・ 中小はパッケージ利用も多い(半数はノンカスタマイズ)
- ・ 一方、行政機関間のデータ連携件数は人口比例すると見てよい; 65%が10万市以上に住む

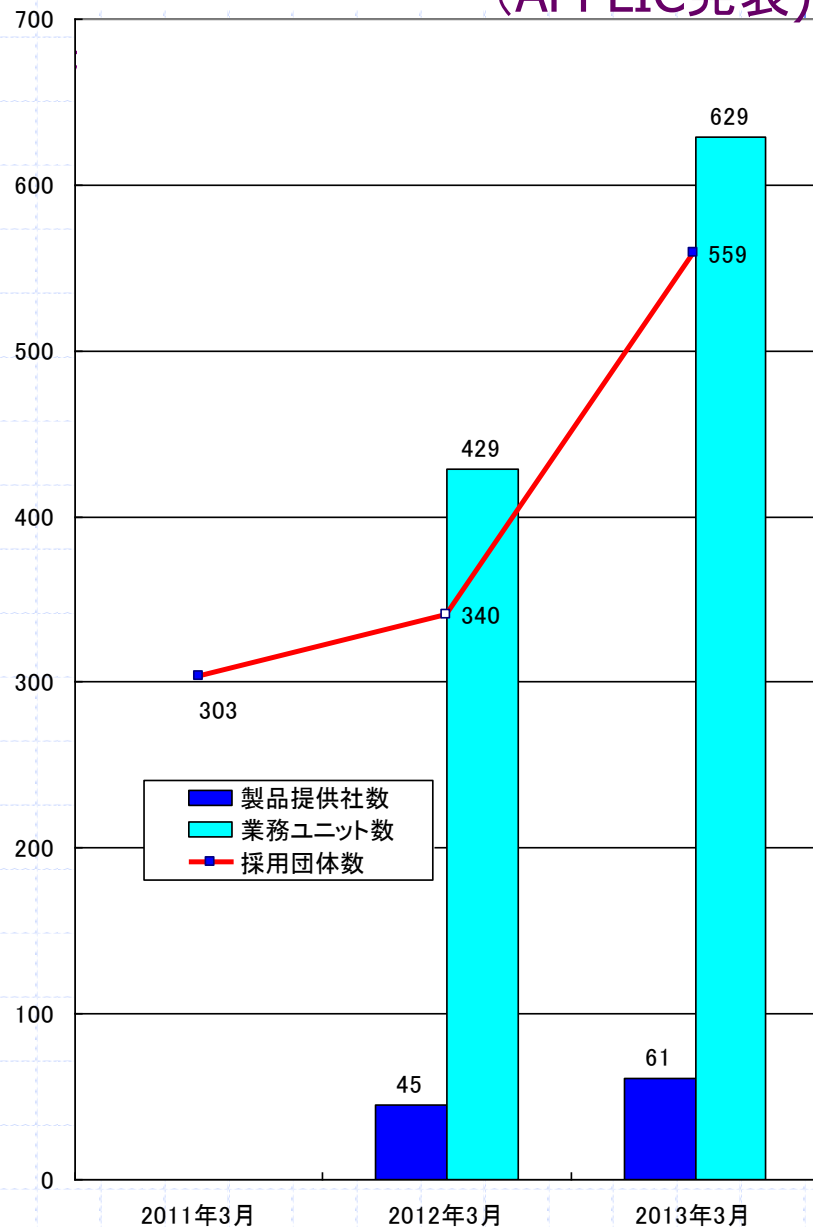
→(内閣社保室、総務省の考えか?)

- ・ 特に中小市町村が導入しやすい中間サーバとの連携方式が重要
- ・ 業務システムと中間サーバの直接連携も許す
- ・ 庁外連携と同じ中間サーバ経由で庁内連携もできれば庁内合理化も進む

# 地プラ適用業務システム群



# 地プラ準拠 製品/採用団体数 (APPLIC発表)





# 3. わが国の法定資料の種類

## 所得課税に関するもの

### I 利子等、配当、収益の分配等に関するもの

- 1 利子等の支払調書（注1）
- 2 国外公社債等の利子等の支払調書（注1）
- 3 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
- 4 国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書
- 5 投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書
- 6 オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書
- 7 配当等とみなす金額に関する支払調書
- 8 名義人受領の利子所得の調書（注1）
- 9 名義人受領の配当所得の調書
- 10 上場証券投資信託等の償還金等の支払調書（注1）
- 11 非課税口座年間取引報告書

### II 不動産、株式等の譲渡の対価等に関するもの

- 12 不動産等の譲受けの対価の支払調書
- 13 株式等の譲渡の対価等の支払調書
- 14 交付金銭等の支払調書
- 15 信託受益権の譲渡の対価の支払調書
- 16 先物取引に関する支払調書
- 17 金地金等の譲渡の対価の支払調書
- 18 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書
- 19 譲渡性預金の譲渡等に関する調書
- 20 特定新株予約権等・特定外国新株予約権の付与に関する調書
- 21 特定株式等・特定外国株式の異動状況に関する調書
- 22 新株予約権の行使に関する調書
- 23 株式無償割当てに関する調書
- 24 特定振替国債等の譲渡対価の支払調書
- 25 特定口座年間取引報告書

### III 給付補てん金、利益の分配、償還金、生命・損害保険契約等に関するもの

- 26 定期積金の給付補てん金等の支払調書（注1）
- 27 匿名組合契約等の利益の分配の支払調書
- 28 生命保険契約等の一時金の支払調書
- 29 生命保険契約等の年金の支払調書
- 30 損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書
- 31 損害保険契約等の年金の支払調書
- 32 無記名割引債の償還金の支払調書
- 33 特定振替国債等の償還金等の支払調書

### IV 報酬等、使用料等、給与、退職金、公的年金等に関するもの

- 34 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- 35 保険代理報酬の支払調書
- 36 不動産の使用料等の支払調書
- 37 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
- 38 給与所得の源泉徴収票（住民税：給与支払報告書）
- 39 退職所得の源泉徴収票（住民税：退職所得の特別徴収票）
- 40 公的年金等の源泉徴収票（住民税：公的年金等支払報告書）

### V 非居住者等に関するもの

- 41 非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書
- 42 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書
- 43 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書
- 44 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書
- 45 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書
- 46 非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書
- 47 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
- 48 非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書

### VI その他

- 49 信託の計算書
- 50 有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書

## 資産課税に関するもの

- 51 生命保険金・共済金受取人別支払調書
- 52 損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書
- 53 退職手当金等受給者別支払調書
- 54 信託に関する受益者別（委託者別）調書

## その他

- 55 国外送金等調書

出典：内閣官房HP「マイナンバー法案についての都道府県・指定都市担当課長説明会」資料

（注1）上記1、2、8、10、26の支払調書については、個人に支払う場合には税務署への提出は要しない。

（注2）なお、平成24年度税制改正法案において、「外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書」及び「国外財産調書」の創設が盛り込まれている。

# 自治体クラウドに対する地方財政措置

- 情報システムの集約と共同利用（共同化計画策定等の経費）：特別交付税（H23年度～）
- 住民データのクラウド移行（データ移行経費）：特別交付税（H23年度～）

**★★番号制度の導入を契機とした自治体クラウド導入の取組を加速するために、  
支援を拡充（H26年度～H28年度限定）★★**

- 自治体クラウド導入支援コンサルタント：特別交付税
- 自治体クラウド導入後の実務処理研修：特別交付税

## ＜自治体クラウドに要する費用に対する特別交付税措置＞

作業項目	特別交付税対象 (既存)	特別交付税対象 (拡充後)
共同化計画に要した費用	○	○(注1)
導入コンサルタントに要する費用	×	○(注2)
システム構築に要する費用 (ネットワーク敷設、各種テスト)	×	×
データ移行費用	○	○
実務処理研修に要する費用	×	○
導入時期調整に要する費用 (リース解約料など)	×	×
サービス利用料等運用費用	×	×

(注1) 都道府県による域内市区町村の共同化計画策定支援も対象に含む。

(注2) 共同化計画に基づく調達に向けたRFI/RFPやシステム構築時のクラウドベンダや複数団体との調整など移行作業を円滑に実施するためのコンサルタントにかかる経費。



# 「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」(案)

※「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」(案)は、2月上旬より意見公募(パブリックコメント)予定

## 【指針1】番号制度の導入に併せた自治体クラウドの導入

地方公共団体においては、番号制度導入のスケジュールに合わせて自治体クラウドの導入に取り組み、関係経費の削減と事務負担の軽減等業務システムの効率的・効果的な運用を図ること。

### <現状と課題>

平成25年4月現在、自治体クラウドを導入済み・検討中としている地方公共団体は全体の4割程度である。

番号制度と同時に自治体クラウドを導入することにより、既存システムについての管理運用経費の削減及び制度改正対応の負担軽減のみならず、番号制度の効率的な導入も期待できる。今後、番号制度と併せて自治体クラウドを導入していくためには、早期に共同化計画・協定等を策定し、民間の知見も含めた十分な情報を収集・活用して迅速・円滑な導入を実施する必要がある。

なお、自治体クラウドとは、複数の地方公共団体が共同で情報システムを利用する取組みであり、新たなシステムを共同で構築することも考えられるが、既に個別団体が利用しているクラウドベンダ提供のパッケージシステムを、共同で利用することもアプローチのひとつである。クラウド化により、データバックアップの確保等を通じた情報システムの安定的な運用やセキュリティの向上が図られる。

### <地方公共団体に期待される指針実行のための取組み>

#### ① コストシミュレーション比較・投資対効果試算の実施

番号制度と同時に自治体クラウドを導入する場合、導入しない場合、番号制度対応後に自治体クラウドを導入する場合等のコストシミュレーション比較・投資対効果試算を実施する。

(考慮すべき費用の例)

##### 【イニシャルコスト】

・既存システム更改コストとクラウド化初期導入コストの比較・番号制度対応コストの比較(自治体クラウドを同時導入する場合としない場合の比較)

##### 【ランニングコスト】

・自治体クラウドサービス利用料と既存システム管理運用費用の比較

単独調達によるSaaS利用、共同調達によるIaaS等、クラウド技術の活用により一定の効率化を図っている団体においても、上記試算を行い自治体クラウドへの展開について検討を進める。

※SaaS…利用者がシステム開発を行わず、業務アプリケーションをクラウド経由で利用するサービス。

※IaaS…利用者がシステム基盤のみをクラウド経由で利用するサービス。

#### ② 上記①の効果が最大化するような自治体クラウド導入スケジュールを策定

平成27年度から開始される番号制度導入のためのテストスケジュール等を踏まえ、新システムの動作検証や特定個人情報保護評価等の導入作業の効率化を考慮した、各団体にとって最適な自治体クラウド導入のスケジュールを策定する。

また、業務の効率化、事務負担の軽減の観点のみならず、情報システムの安定的な運用やセキュリティ対応等の観点からもクラウド化は望ましいため、複数地方公共団体による情報システムの共同利用を番号制度の導入に合わせる事が困難な場合も、まずは番号制度に合わせたクラウド化を図ること。その際、クラウドベンダの提供するパッケージシステムやL2/GWANの活用についても検討すること。

#### ③ 業務フローの見直し

番号制度導入に併せ自治体クラウドを導入し、番号制度への効率的な対応や基幹系システムの最適化を行う観点から、市場のパッケージシステムの機能と照らし合わせることにより、業務の可視化、業務フローの見直し及び業務の標準化に取り組む。

#### ④ 上記②のスケジュールに沿って着実に自治体クラウドを導入

各団体は、策定したスケジュールに従い自治体クラウドの導入に取り組む。②において、まずはクラウド化を行うこととした地方公共団体においても、複数団体での共同利用を引き続き検討し、将来の自治体クラウドにつながる取組みを行うこと。

市区町村での自主的な取組みが進まない場合、都道府県が主導的な役割を担って域内市区町村の取組みを推進することが重要である。

また、自治体クラウドの導入効果を最大化するため、地方公共団体は業務の標準化や、いわゆるベンダロックインの排除を目指した取組みを徹底する必要がある。

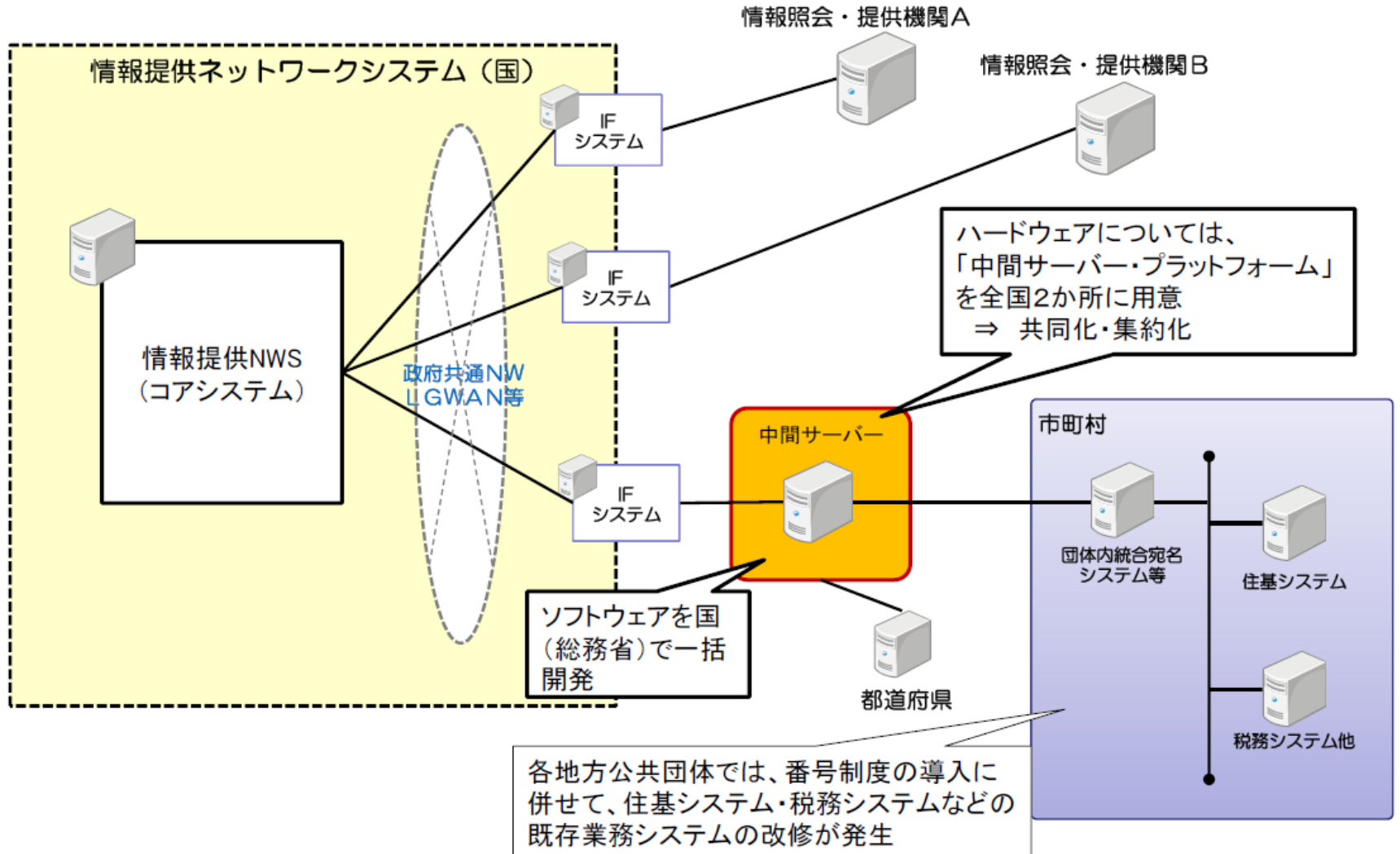
### <総務省等における地方公共団体の取組みを促進する施策>

総務省は、平成25年10月に番号制度導入に併せた自治体クラウド導入のスケジュールモデル(46頁参照)を地方公共団体に提示しているところであり、本スケジュールモデルを参考とした地方公共団体の取組みの進捗状況について、適時フォローアップを実施する。その結果を踏まえ、地方公共団体情報システム機構等とも連携しながら必要な情報提供・助言等の支援を実施する。

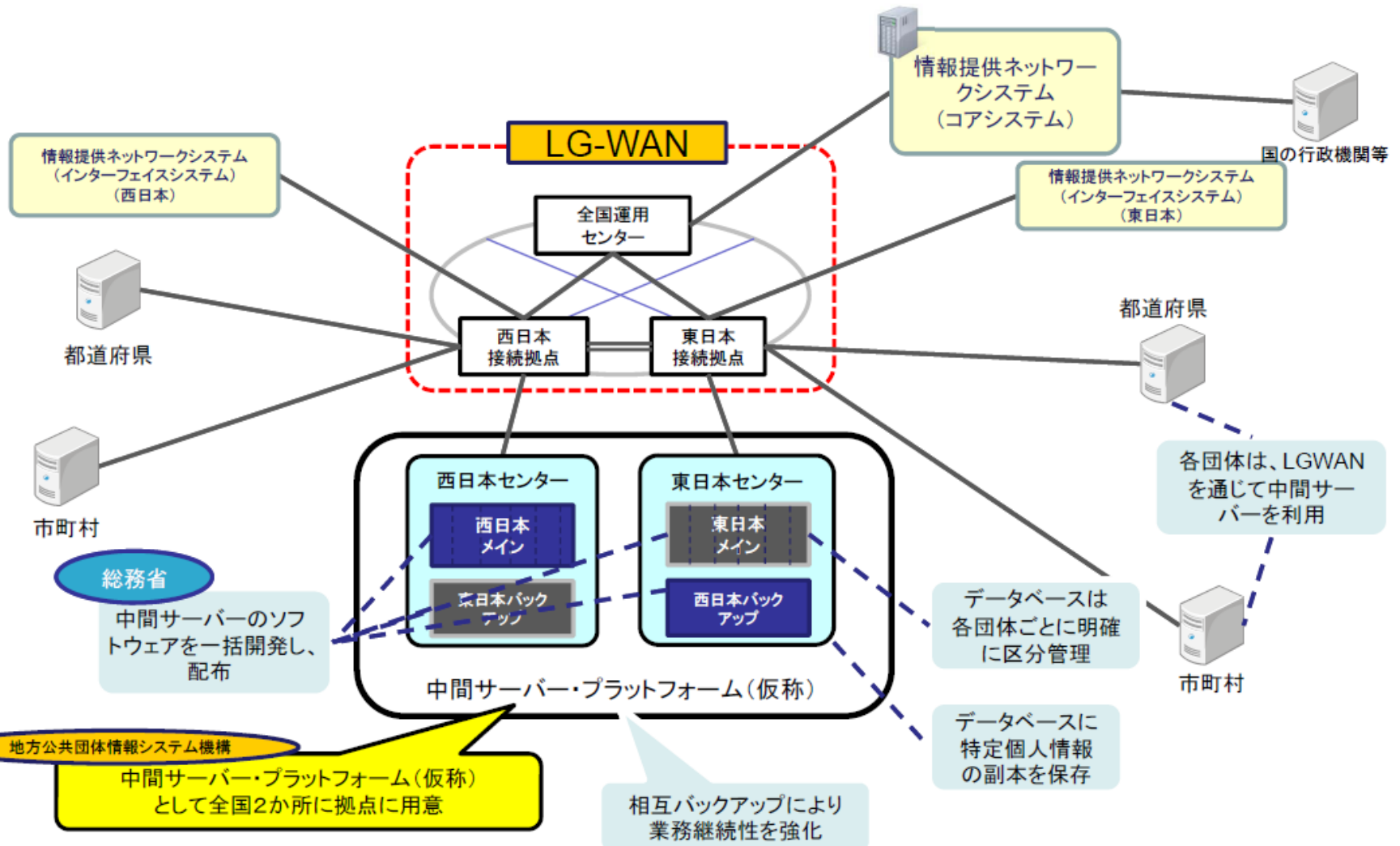
また、複数の地方公共団体が共同化・効率化に取り組むにあたっての課題について、これまで以上に情報提供・助言等の支援の充実を図る。

これに加え、番号制度の導入に併せた自治体クラウドの取組みの加速のため、自治体クラウドの導入に要する経費に対する特別交付税措置の支援対象の拡充を実施する。

# 個人番号制度に係る地方公共団体のシステム整備



# 地方公共団体における中間サーバーの共同化・集約化(イメージ)



# 住基システムの類型別団体数

平成24年12月現在

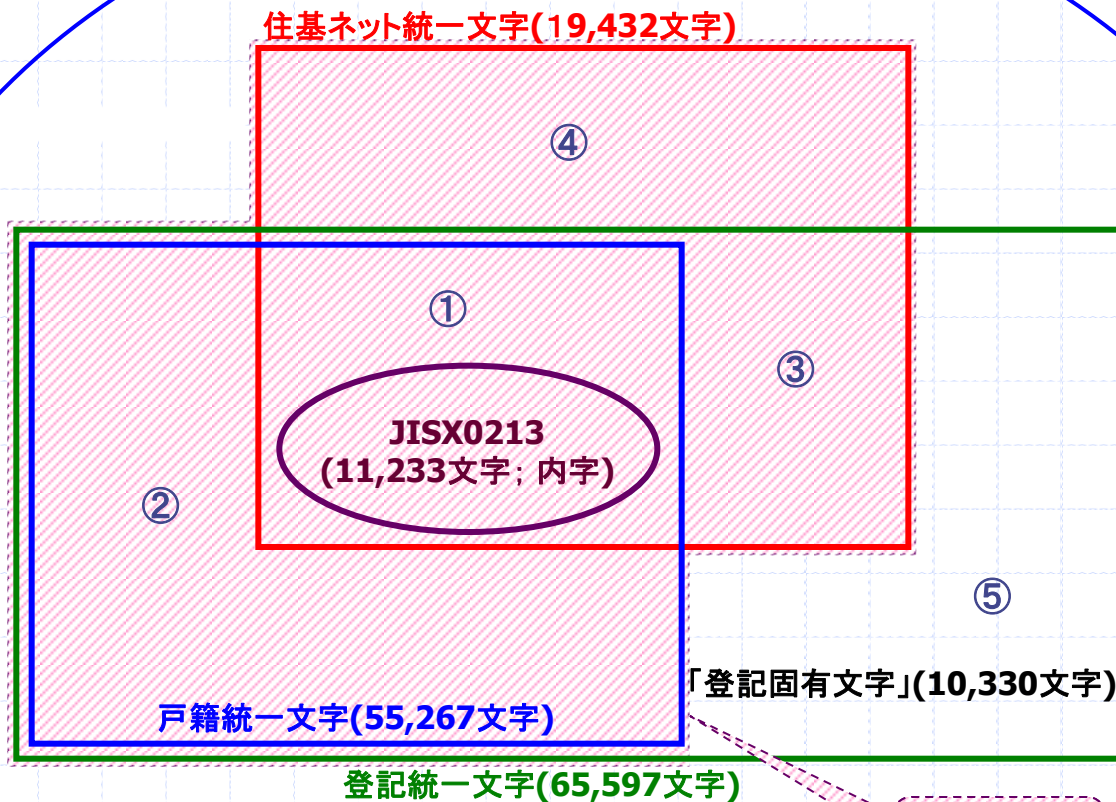
類 型	人口類型別団体数					合計	割合	参考 (指定都市)
	1万人未満	1万～3万人	3万～10万人	10万～50万人	50万人以上			
各市町村が独自に開発したシステム (ソフトウェアも独自に開発)	23	28	76	85	19	231	13.4%	札幌市 千葉市 横浜市 川崎市 相模原市 新潟市 浜松市 京都市 神戸市 広島市 福岡市 熊本市
各市町村が独自に開発したシステム (ベンダー提供のパッケージソフトを使用)	26	13	10	1	0	50	2.9%	—
標準的なサーバを使用したシステム (ソフトウェアは独自に開発)	108	122	158	75	11	474	27.6%	仙台市 さいたま市 静岡市 名古屋市 大阪市 堺市 岡山市 北九州市
標準的なサーバを使用したシステム (ソフトウェアも標準的なものを使用)	325	291	274	74	0	964	56.1%	—

順次、オープン化等によりクラウド化に向けた取組を実施

クラウド化が容易に可能であると考えられる団体であり、  
番号制度の導入に伴う既存住基システムの改修に併せてクラウド化を推進  
(住基・税等のシステム改修については財政措置を予定)

# 日本語の文字セット

出典: 文字情報基盤構築に関する研究開発事業 調査報告書 (2012.3.25)

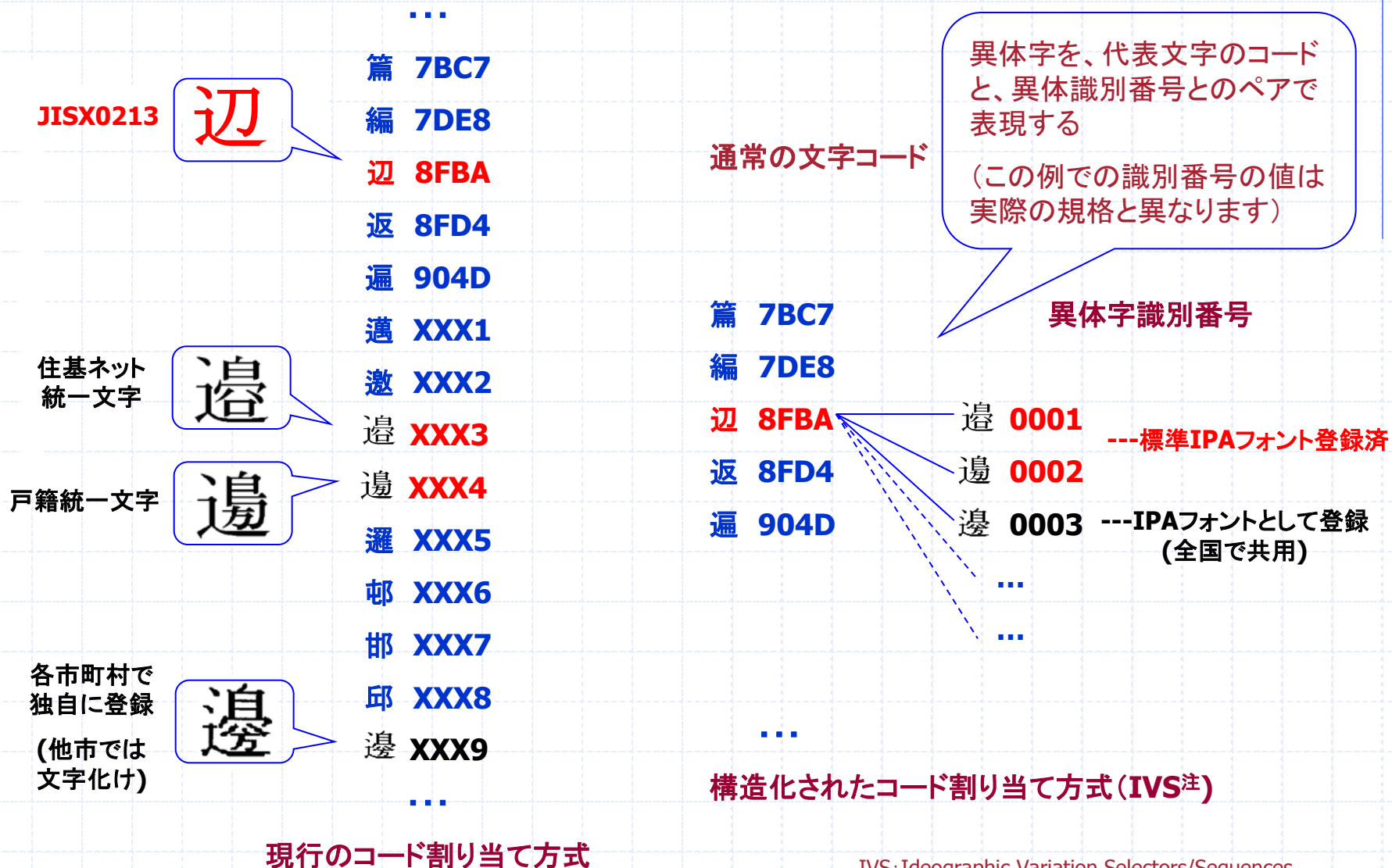


各自治体が登録した文字 (200万文字?)

1386自治体で1,166,536文字を収集・分析、IPA文字に合わせる指針を提示(H23年度;総務省)

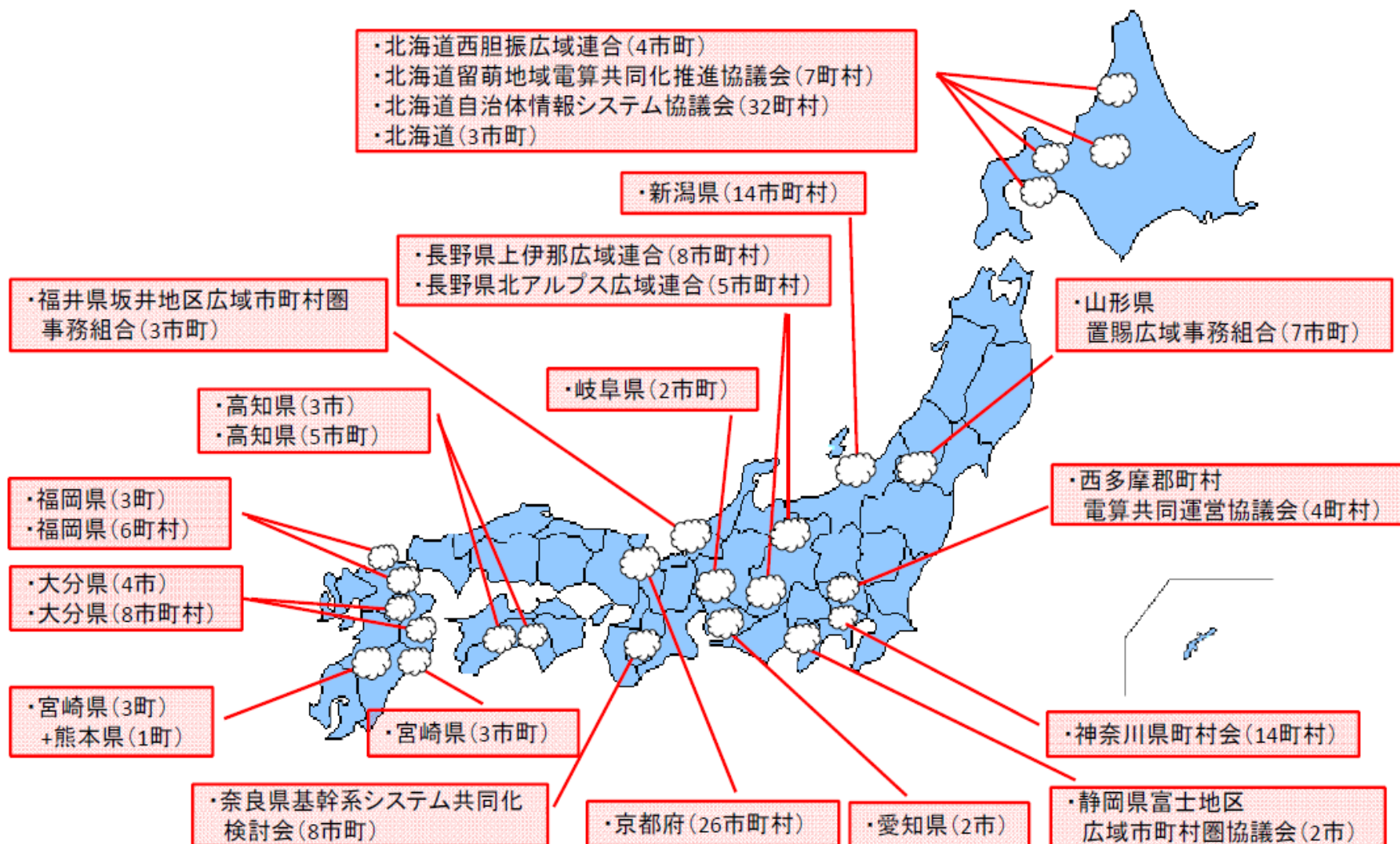
区分	字数
①戸籍・住基・登記に共通	15,986
②戸籍・登記に共通	39,281
③住基・登記に共通	1,092
④住基のみに共通	2,354
⑤登記のみに共通	9,238
小計	67,951
各自治体が登録した文字	200万?

## ⑤b IPAmjフォントでの 拡張文字コード(IVS)の考え方





# 自治体クラウド等の主な取り組み事例



(出典) 地域情報政策室調べ(平成23年12月現在)。基幹系システムの共同利用事例(予定を含む)を示したものを示した。

# 地プラ、中間標準レイアウト、中間サーバのデータ項目関係(イメージ)

